

目 次

第 1 号 6月12日（金曜日）

令和2年第2回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
請願・陳情	9
休会の件	9
散会	10

第 2 号 6月17日（水曜日）

令和2年第2回下郷町議会定例会会議録（第2号）	11
議事日程第2号	12
開議	13
一般質問	13
湯田純朗君	13
星 昌彦君	17
小椋淑孝君	20
星 和志君	26
玉川邦夫君	30
山名田久美子君	37
星 輝夫君	42
日程の追加	47
請願・陳情	47
休会の件	49
散会	50

第 3 号 6月19日（金曜日）

令和2年第2回下郷町議会定例会会議録（第3号）	51
議事日程第3号	52
開議	53
報告第 1号 令和元年度下郷町一般会計の繰越明許費について	53
議案第31号 専決処分につき承認を求めることについて	54

（専決第9号 町長等の期末手当の特例に関する条例の設定について）

議案第 3 2 号	監査委員の選任について……………	5 5
議案第 3 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	5 8
議案第 3 4 号	下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について……………	6 1
議案第 3 5 号	下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について……………	6 5
議案第 3 6 号	下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について……………	6 6
議案第 3 7 号	下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定 について……………	6 7
議案第 3 8 号	下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について……………	6 9
議案第 3 9 号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について……………	7 0
議案第 4 0 号	下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について……………	7 1
議案第 4 1 号	橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について……………	7 3
議案第 4 2 号	消防ポンプ自動車購入契約について……………	7 6
議案第 4 3 号	下郷町観光案内施設の指定管理者の変更について……………	7 7
議案第 4 4 号	令和 2 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号）……………	8 2
議案第 4 5 号	令和 2 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	8 2
議案第 4 6 号	令和 2 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	8 2
議案第 4 7 号	令和 2 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	8 2
議員提出議案第 3 号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について……………	9 8
閉会……………		9 9

令和2年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招 集 年 月 日	令和2年6月12日			
本会議の会期	令和2年6月12日から6月19日までの8日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開会	令和2年6月12日 午前10時00分		議長 小 玉 智 和
	散会	令和2年6月12日 午前10時35分		議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	1 番	星 和 志	2 番	小 椋 淑 孝
	3 番	佐 藤 勤	4 番	山名田 久美子
	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
	9 番	湯 田 健 二	10 番	星 能 哲
	11 番	湯 田 純 朗	12 番	小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	星 和 志	2 番	小 椋 淑 孝
	3 番	佐 藤 勤	4 番	山名田 久美子
	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
	9 番	湯 田 健 二	10 番	星 能 哲
	11 番	湯 田 純 朗	12 番	小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和2年6月12日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

5 番 星 昌 彦

6 番 玉 川 邦 夫

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

（総務文教常任委員会）・（産業厚生常任委員会）

陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡を申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次申し上げます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に令和2年3月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般社団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表、一般社団法人大内宿保存整備財団代表理事からの要望書についてもお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番、星昌彦君及び6番、玉川邦夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和2年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告1件、議案17件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、佐藤盛雄前議長におかれましては、去る5月20日に招集されました令和2年第2回南会津地方環境衛生組合議会臨時会において、同組合議会議長にご当選されました。今後ますますのご活躍をお祈りを申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が去る5月25日に全面解除され、社会経済活動が段階的に緩和されるなど、我が国の感染症対策は新たな局面を迎えております。幸いにも本町におきましては感染症の発生は確認されておらず、これはひとえに町民各位のご協力の賜物であります。さらに、店舗の休業などご理解とご協力を賜りました方々に厚く御礼を申し上げます。また、この間新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク、義援金等のご支援をいただいておりますこと、この場をお借りしましてこのご厚意に対し心より御礼を申し上げます。今後長期化も予想され、危惧される感染拡大の第2波に備えるためにも、密閉、密集、密接の3密を避けるなど新しい生活様式を実践していくことが不可欠となってまいります。町民の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

現下の本町を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、台風19号災害からの復旧、懸念される少雪に伴う水不足への備え等、課題は多々ございます。しかしながら、第6次総合計画の具現化、会津縦貫南道路の開通を見据えた振興策など、歩みを止めるわけにはまいりません。今後とも町民の皆様、そして議会の皆様とともにこの難局を乗り越え、未来創生交流のまちを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さきの臨時会においてご議決を賜りました特別定額給付金事業等について、6月5日現在の進捗状況についてご報告を申し上げます。初めに、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金であります。約94%の皆様にご給付を完了しております。

次に、町独自施策であります1世帯1万円を支援する感染予防用品購入給付金につきましては、約92%の世帯にご給付を完了し、1事業者当たり5万円の協力金を交付する下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては107件の申請があり、随時交付の手続きを行っておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げます報告1件、議案17件について説明を申し上げます。

報告第1号 令和元年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年

第1回定例会及び第2回臨時会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

民生費では新型コロナウイルス感染症対策に係る保育対策総合支援事業、農林水産業費では担い手確保・経営強化支援事業及び成岡池に係るため池廃止事業、土木費では湯野上橋に係る橋梁補修事業、災害復旧費では台風19号災に係る農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業で、合わせて6事業、総額で3億3,363万5,000円を令和2年度に繰越したものであります。

議案第31号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第9号 町長等の期末手当の特例に関する条例の設定についてでございますが、現下の新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢を踏まえ、本年6月支給の期末手当を私町長は30%、副町長及び教育長は20%、それぞれ減額するため、町長等の期末手当の特例に関する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年5月29日付で専決処分いたしましたので、同条同第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号 監査委員の選任についてでございますが、下郷町議会議員の改選により議員のうちから選任する監査委員について、下郷町大字大松川字南原甲409番地、佐藤勤氏を選任いたしたく、方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

佐藤勤氏は、平成20年4月から現在に至るまで、下郷町議会議員としてご活躍され、この間議長、副議長、総務文教常任委員会委員長等の要職を歴任されるなど、自治体の事務事業に関し豊富な経験と知識をお持ちであることから、監査委員として適任であると考え、ご提案を申し上げるものであります。

議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、前委員星能哲氏の辞職に伴い、後任の委員について、下郷町大字豊成字林中6061番地の1、星達生氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきご提案申し上げるものであります。

前委員の星能哲氏におかれましては、平成27年7月1日から辞職されるまで、本町税務行政にご尽力をいただき、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。後任としてご提案申し上げます星達生氏には、昭和53年からご退職するまで長きにわたり商工会に勤務され、この間経営指導員としてご活躍されるなど、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、ご同意をお願いするものであります。

議案第34号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、令和2年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、また新型コロナウイルス感染症が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税における対応を講ずる地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されたことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要でございますが、税制改正の関連では、個人町民税における未婚の独り親

に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、町たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しなど、また新型コロナウイルス感染症への対応関連では、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長など、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの移行を早期に促していく観点から、通知カードの新規発行や記載事項変更の手続等が廃止されたことに伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第36号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、地方税の課税免除等に係る減収補填措置について、その適用期限が延長されたことに伴い、固定資産税の減税免除の対象となる事業設備等の取得期限を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第37号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、同法の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律に改められたことに伴い、引用する条項の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第38号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、感染拡大防止の観点から傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第39号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、低未利用地の利活用の促進及び将来的な増加の抑制を図るため租税特例措置法の一部が改正され、未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第40号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、消費税率引上げを踏まえた介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第41号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についてでございますが、本橋梁につきましては橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路交通ネットワークの安全性と信頼性を将来にわたり確保するため、昨年度から補修補強事業に着手しており、本年度につきましては道路メンテナンス事業国庫補助金を活用し、桁下面補修工を実施するものであります。去る5月29日、6者からなる指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社、代表取締役、浅沼秀俊が2億6,400万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 消防ポンプ自動車購入契約についてでございますが、現在下郷町消防団

刈林班に配備している消防ポンプ自動車につきまして、平成9年の購入から22年が経過していることから、老朽化に伴う更新整備を図るものであります。去る5月18日、3者からなる指名競争入札の結果、会津若松市桧町2番41号、会津消防用品株式会社、代表取締役、佐瀬良一が2,230万8,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 下郷町観光案内施設の指定管理者の変更についてでございますが、平成31年第1回定例会においてご議決を賜りました大内宿観光案内施設の指定管理者の指定について、現指定管理者の大内区から一般財団法人の設立に伴い大内宿保存整備財団に変更したく、議会の議決を求めるものであります。

議会議案第44号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,964万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億6,571万5,000円とするものであります。

今補正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対策関連予算、湯野上温泉駅前整備関連予算、下郷町鳥獣被害対策協議会関連予算、GIGAスクール構想の加速による学びの保障関連予算等を計上し、また職員の人事異動に伴い予算の整理を行うものであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連予算であります。歳入では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,719万4,000円を計上し、歳出では4つの事業に要する経費、合わせて3,966万円を計上しております。

その主な内容でございますが、1つ目は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業としまして、マスク、消毒液等感染予防対策用品を購入した観光関連団体に40万円を限度に購入経費の2分の1を補助するもので、その経費200万円を計上しております。

2つ目は、オンライン就活支援事業としまして、当初面談形式での説明会を開催する予定でありましたが、現下の状況を踏まえ、感染予防の観点からオンラインにより実施するため、その経費31万8,000円を計上しております。

3つ目は、町内循環型経済対策支援事業としまして、全ての町民の皆様を対象に、町内店舗で使用できる商品券、1人当たり5,000円を発行し、消費を促すことで町内経済の回復及び町民生活の支援を図るため、その経費2,954万2,000円を計上しております。

4つ目は、学生支援給付金事業としまして、世帯収入やアルバイト収入の減などにより学生生活の継続に支障を来している学生の支援を図るため、本町に住所を有する者の扶養親族である高等学校以上の学校等に就学している学生を対象に、一律1人当たり3万円の給付を行うもので、その経費780万円を計上しております。

次に、湯野上温泉駅前整備関連予算であります。歳入では補助採択を受けた地域創生総合支援事業補助金564万4,000円を計上し、歳出では湯野上温泉駅前整備事業実施設計委託料888万8,000円を計上しております。

下郷町鳥獣被害対策協議会関連予算であります。行政区等の団体が実施する被害防止対策事業、電気柵、防護柵等の整備に要する経費につきましては、本年度から下郷町鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国庫交付金を活用し支援を行うこととしており

ます。しかしながら、今般交付金の内示があり、現在要望を受けております16行政区に対し、昨年度までの上限額70万円に満たない額となることから、これに町補助金を加え、1行政区当たり80万円の補助額を確保するため、その経費258万3,000円を計上しております。

G I G Aスクール構想の加速による学びの保障関連予算であります。小中学校のネットワーク環境の整備を図るため、今補正においては校内ネットワーク設計業務委託料、小中学校合わせて332万3,000円を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第45号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億206万4,000円とするものであります。今回の補正につきましては、国民健康保険税等の本算定及び職員の人事異動により予算の整理を行うもので、またさきにご説明申し上げました傷病手当金に係る予算措置も講じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第46号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,434万円とするもので、さきにご説明申し上げました介護保険料の軽減強化及び職員の人事異動等に伴い、予算の補正を行うものであります。

議案第47号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ137万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億865万8,000円とするものであります。今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴い予算の整理を行うもので、歳出では給与、職員手当、共済費等の人件費合わせて137万9,000円を減額し、歳入ではその財源とする一般会計繰入金と同額減額するものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、ここでご報告申し上げます。令和元年第2回定例会後の議会全員協議会において、道の駅しもごうにおける内部調査をご報告させていただいたところであります。下郷町地域振興株式会社は、内部調査結果に基づき、前駅長、前副議長の2名に対する対応について、顧問弁護士の指導の下、株主、取締役の皆様と審議をしながら慎重に進めてまいりました。会社は、特別委員会を設置し、就業規則関連規則違反についての聞き取り調査等による最終の調査結果を確定し、その対応措置を決定するなど、厳正に対応してきたところであります。結果、会社は就業規則等に基づき、しかるべき措置等の手続を取りました。最終的には、令和2年3月16日に前副駅長と、令和2年4月2日には前駅長と、それぞれ合意書を取り交わし、解決に至りました。以上、ご報告をさせていただきます。今後は、さらなる経営改革を推し進めながら、地域に親しまれる道の駅しもごうを目指しております。今後とも町民の皆様、議会の皆様からのご支援、

ご指導をいただけますよう何とぞお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） 日程第4、請願・陳情を議題といたします。

この際、陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情の2件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号、陳情第3号の2件は、会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情及び陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、1、温泉利用使用料について、3、事業持続化における補償について、4、新しい生活様式における設備改修と備品整備についての件を総務文教常任委員会に、陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、2、水道料金水道基本料金についてを産業厚生常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りします。6月13日は土曜日のため、6月14日は日曜日のため、6月15日及び16日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、6月13日、14日、15日及び16日の4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は6月17日であります。

議事日程をお配りします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。（午前１０時３５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和２年６月１２日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招 集 年 月 日	令和2年6月12日			
本会議の会期	令和2年6月12日から6月19日までの8日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和2年6月17日 午前10時00分		議長 小 玉 智 和
	散会	令和2年6月17日 午後 2時05分		議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	1 番	星 和 志	2 番	小 椋 淑 孝
	3 番	佐 藤 勤	4 番	山名田 久美子
	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
	9 番	湯 田 健 二	10 番	星 能 哲
	11 番	湯 田 純 朗	12 番	小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	星 和 志	2 番	小 椋 淑 孝
	3 番	佐 藤 勤	4 番	山名田 久美子
	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
	9 番	湯 田 健 二	10 番	星 能 哲
	11 番	湯 田 純 朗	12 番	小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 恵
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和２年第２回下郷町議会定例会議事日程（第２号）

期日：令和２年６月１７日（水）午前１０時開議

開 議

日程第 １ 一般質問

追加日程第 １ 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第２号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

（総務文教常任委員会）・（産業厚生常任委員会）

陳情第３号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情

追加日程第 ２ 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、発言者はマスクを取っての発言を許可いたします。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 皆様、おはようございます。11番、湯田純朗、般質問をさせていただきます。

まず初めに、道の駅しもごうの着服、横領のてんまつについて。道の駅しもごうの着服、横領のてんまつについて、平成30年12月10日の「財界ふくしま」に700万円の横領疑惑があったという記事が掲載されまして約2年近くになります。6月12日、今回の第2回定例議会の中で、町長の提案理由の挨拶の最後の言葉で、道の駅に関連して、副駅長、駅長との間で合意に達しましたというふうな内容であります。そこで、これについてお尋ね申し上げます。

まず、第1点目としまして、町がどのように合意に至ったのか、具体的にご説明をお願いいたします。

それから、社長としての町長の責任はどのようにされるのか。当然何らかの形で責任を取らなければならないと思いますが、それがなければこの問題は終わったとは言えないのではないのでしょうか。

2点目、平成31年3月に道の駅の指定管理者の指定ということで、指定期間が平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間ですが、今年1,800万の指定管理料が計上されましたが、この予算は毎年指定管理料として予算に計上されるのかお伺いいたします。

3点目ですが、町長が社長に就任して駅長が替わられてから、赤字経営、ベテラン職員の退職、今や経営破綻寸前の道の駅しもごうと言われております。この道の駅は大丈夫なのでしょう。また、今後道の駅をどのようにして立て直していくのか、町長のお考えをお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

道の駅しもごうについては、私が下郷町地域振興株式会社の代表取締役社長の立場で

ありますので、今回の道の駅しもごうの就業規則等関連規定の違反についてご答弁いたします。

第1点目の何がどのように合意に至ったのか、社長としての責任のご質問でございますが、まず何がどのように合意に至ったのかについては、昨年第2回定例会後の全員協議会において、道の駅しもごうの管理運営をする下郷町地域振興株式会社の内部調査結果についてご報告させていただきました。その後、会社は前駅長、前副駅長に対する対応について、顧問弁護士の指導の下、株主、取締役の皆様と審議しながら慎重に進めてまいりました。提案理由において報告いたしましたとおり、会社は特別委員会を設置し、2名の就業規則等の関連規定の違反について聞き取り調査等により最終の調査結果を確定し、その対応措置を決定し、厳正に対応してきたところであります。その結果、2名との合意書を取り交わすことができました。合意書の合意内容や合意に至った経緯については第三者に口外しないと含めた合意書の内容になっておりますので、口外とは開示もしくは漏えいしないこととなりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、社長としての責任についてであります。私が下郷町地域振興株式会社代表取締役として今回の就業規則等の違反行為を深刻に受け止め、真剣にしっかりとした対応を取ってまいりました。これまで慎重な検討、調査を行うこと、適切な措置、対応を行うこと、それに基づいた解決をすること、今後の予防策を立てることについて、積極的に働きかけたことで責任を果たしたと考えております。現在並行して道の駅しもごうの経営改革を進めるため、取締役会に顧問弁護士や外部有識者の参加の下、タスクフォースを組織し、改革を進めているところであります。しかしながら、町民や議会の皆様方には多大なご迷惑をおかけしたことは事実であります。事の重大さを鑑み、私の社長としての経営責任については取締役会を踏まえての対応となりますが、町長としての責任についてもしかるべき早い時期に結論を示していく考えでありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の道の駅しもごう指定管理料につきましては、これまで平成21年度に1,000万円、翌22年度に500万円を指定管理料として支出した経過がございます。その後、23年3月には東日本大震災が発生し、平成23年度から今年度までの10年間に於いて、東京電力の賠償金合わせて9,400万円が道の駅しもごうに支払われ、実質の経営利益は赤字でございましたが、本賠償金を特別収入として計上することにより経営を持続してきた状況であります。令和2年度において最後の賠償金約180万円が支払われる予定ですが、年度途中において運転資金の不足が見込まれることから、1,800万円の指定管理料を計上したところであります。指定管理料の算出に当たっては、令和元年度の売上の減少、特に10月の台風19号による売上の減少の影響が大きく、10月単月で848万9,000円の減少がございました。今年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言、外出規制などにより一層厳しい状況が続いておりますが、道の駅でも経営改善に向けた取組を積極的に開始しているところであります。今後も道の駅につきましては、町の観光拠点の一つとして、また会津の観光の玄関口として、まず経営の改善を図るとともに、施設の維持、雇用の継続の観点から指定管理料につきましても見込まれるところでございますので、

ご理解のほどよろしく願いをいたします。

3点目の道の駅しもごうの今後についてのご質問ですが、まず経営改善のスタートとしまして、販売促進を主導する取締役など2名を新たに承認していただき、取締役5名といたしました。また、社内に特産品づくり、内部統制の充実、人事制度の改革、効率運営と1年を通じた仕事づくりなどからなる改革を掲げ、外部の有識者、弁護士をはじめとするタスクフォースを立ち上げ、改革を進めているところであります。具体的には、効率的な業務の推進、人件費の抑制、道の駅を起点とした広域連携事業と物産展の開催などを検討しているところであります。平成21年4月27日に当時県内で17番目としてスタートした道の駅しもごうは、甲子トンネル開通に伴い、当初は入り込み客も多く、大変なにぎわいを見せておりましたが、東日本大震災やその後の風評被害の影響、またこのたびの不祥事など、経営的には大変厳しい状況が続いておりますので、そういう中で道の駅しもごうの改革は始まったばかりですが、本町を代表する観光施設として、株主、取締役会、そしてタスクフォースでの協議を踏まえ、さらなる経営改革を推し進め、地域に親しまれる道の駅しもごうを目指していきますので、今後とも町民の皆様、議会の皆様からのご支援とご指導をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 町長、私この道の駅につきまして何度か質問していますけれども、もっと早くこういうお答えを聞いたかったのです、私は、正直言って。それがちょっと残念です。ただ、今の町長の決意ですか、社長としての、その決意はよく分かりました。よかったということなのか、合意に至ったというのは、それはよかったのでしょうか、むしろ私はこれからの、今町長はこれからの運営の仕方、弁護士を頼んだ、いろんなことやると、改革するということで、ご期待申し上げます。

それで、もう一つ言いたいのは、28年から、28、29、30ですか、これの関係で2,000万円ちょっとの赤字なのです。今年令和元年も200万円ちょっと赤字なのです。そうすると、これ1,800万円を今回は計上して3月の予算委員会で承認、私もいろいろ質問しましたが、これで間に合うのでしょうか。私はそれが心配です。あくまでもこの道の駅って、最初造るときに聞いた話によりますと、第三セクターでやるかやらないかというふうな話もあったそうです。でも、今回みたいに赤字になったらどうするのだと、これを踏まえて振興公社のほうがよろしいだろうというふうなことになったそうです、話聞きますと。ですから、それが現実的に今回は赤字になってしまったと。確かに東電の補償でやりくりしていたのでしょうか、それでも赤字。9,000万円以上というのは、それは大変な金、補償金もらっていますが、ただ私は、「財界ふくしま」いろいろ書いてありますが、幹部職員の退職とかボーナスが出なかったとか、それは私は中身については分かりませんが、そのようなことで、確かに私も知っている方何人か辞めました。それも若い人です。定年による退職ではなくてそういう人いますので、やっぱり賃金的にも、苦しいのでしょうか、抑制ばかり考えないでもう少し上げてやって、それでボーナスも

支給して、一生懸命働いてもらうというのがやっぱり一番いい方法ではないかと思うのです。そのほかに節約できるものはしっかり節約していただいてやっていかれたほうがよろしいのかと思います。もう一度申し上げますが、今町長の答弁の中にはしっかりと改善をやると、あと第三者委員会、弁護士等、いろんなものを含めてしっかり管理運営していくということで、それに期待しておりますが、私ちょっと調べた結果、いわき方面の道の駅はほとんど赤字です。坂下、湯川の道の駅は6億何千万円ぐらいあります。それ以外についてはほとんど赤字だそうです。そうしますと、やっぱり公的機関からの委託料の値上げとか、そういうことももちろん必要でしょうから、私がもう一度言いたいのは、3月の議会で1,800万円の計上について政策担当課長から説明ありましたが、ちょっとあまりにも、もっと親切な説明が私は必要ではなかったのかと思うのです。単純に私も1,800万円も何しているのだと、こうなるわけです。今考えると、それはもう既に2,000万以上の赤字出ているということで、それを考えますと逆に1,800万円で間に合うのかと、こういう話になっていますから、どこか銀行から借りてくるわけにもいかないでしょうから、やっぱりしっかりして、もう上げるものを上げるしかないということで、あと職員とか、それにもやっぱり一生懸命働いてもらうと、そういう環境づくりをやっていかれてはいかがでしょうか。また、町長の気持ちを聞くようで申し訳ありませんが、確認の意味でご答弁お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、11番、湯田純朗議員の再質問についてご答弁いたします。

まず、再質問の中身で、このような結果について早く説明をお聞きしたかったということでございますが、大変遅れたことについては申し訳なく思っていますが、今年の4月に最終的な合意書が交わされましたので、今回の報告とさせていただきます。早い説明は、私自身したかったわけですが、結果的に今年の4月までかかってしまったということは、いろいろな合意に至るまでの経過が、時間がかかるようなもの、単純に決められるものではなかったということだけをここで遅れた原因について、そして合意に至った件については私も先ほど1回目の答弁で、口外しないということも司法の調停で合意しましたので、それは守らなければならないということです。

それから、運営の方法について十分認識して、前町長から引き継いだときの資料も持っていますが、そのとき既に赤字体質であったということは間違いのないのです。黒字だったのは21年の年だけです。あとは全部赤字です。しかし、そうはいってもやはり町で指定管理として資本金を出し、それから各団体からの資本金をいただいて運営している以上、何とか経営をしていかななくてはならないという、その決意の下で引き継いだわけですが、実際22年からずっと全部赤字です。ただ、23年の東日本大震災による震災の補償金、原発災害の補償金によって今まで持ちこたえたわけでございます。それで、昨年の12月に、間に合わないというようなおそれが出てきたので、私は見てみた。しかし、12月に指定管理料を入れるわけにいかないので、ぜひとも3月まで頑張ってくれということで当初予算に1,800万円を計上したわけでございますが、実際議員がおっしゃるように

1,800万円で間に合うのかということになると、大変厳しいです。これは、今までの売上げを想定した中での1,800万円ですから、今回のコロナウイルスで4、5は前年比でいくと20%ぐらいまで、ですから80%はマイナスになるということです、4月、5月。平均するとやっぱり50%のマイナスになるかと思いますので、これもやはり資金ショートするという覚悟を考えなければならない。しかし、今回の問題、あるいは経営については、現駅長あるいは現副駅長の努力、あるいは社員の努力によって何とかこらえています。辞めた方もおられる。当時は、16名の社員でスタートしました。それにアルバイトを使っていたわけですが、今回は10名で何とか切り盛りし、そこにパートを入れてやっているという状態で、何とか管理費を少なくしようという考えでやっていただいていることについて、私は感謝を申し上げているのです。そういう意味で、幹部職員はじめ、皆様の努力によって運営していただいておりますが、今年はコロナウイルスの影響で恐らく足りなくなることは、これは観光公社もそのとおりだと思います。そんなことで、道の駅ばかりではないですが、そんなことになっております。

それから、社員の待遇についてはぜひ、議員のおっしゃるとおり、やはりしっかり働いてもらうためにはそれだけの保障が必要だと思いますから、それは考えておりますから、ご承知願いたい。

あと節約については十分に、これは節約する限度がありますけれども、そういう管理費については極力節約をしてやっていきたい。

それから、冬期間の売上げはもう半分以下になってしまいますから、その対策はタスクフォース、特別委員会を開いてもらって、そしてどのように売上げを伸ばすかということをして今後道の駅の改善の第1テーマとしてやっていきます。

以上、申し上げましたけれども、今後ともご支援をいただきますようお願いを申し上げます、私の再々質問の答弁といたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 再度にわたりまして町長の意気込み、よく分かりました。ただ、私は別に職員がどうこうと言っているわけではなく、役場もどこでもそうでしょうけれども、毎日来て働けると、そういう元気が出るような会社づくりをお願い申し上げまして、問を終わります。答弁は要りません。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

○11番（湯田純朗君） 答弁は要りません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはないですね。

○11番（湯田純朗君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） おはようございます。5番、星昌彦でございます。一般質問を通告書どおりよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、倉檜堰改修についてご質問をさせていただきたいと思います。過去何回となく、星輝男議員、元議員の猪股謙喜さんによりまして、倉檜堰改修につきましては定例会一般質問で取り上げていただいたところでございます。倉檜堰については、皆様既にご承知のとおり、倉檜堰ができる以前、新編会津風土記によりますと、既に5か村堰という堰がございました。これは、1809年の頃の記録でございます。図面はありません。多分今の倉檜集落の下の大川とあまり差がないところに築かれた堰かと思われます。この5か村堰については、安政6年、1859年の7月25日の大洪水によりまして、あと8月13日の暴風がありまして、この5か村堰が流された記録がございます。その後、倉檜地域については米をよそから購入していたという記録もございまして、実際倉檜堰が着工に至ったのは文久3年、1863年の12月に呉服商の家に生まれた弓田円蔵氏によって着工されました。その後、1870年、明治3年に一部水を通すことができまして、1883年の明治16年に完成を見たという記録がございます。これにより、倉村から檜原にかけまして、カヤが生い茂った荒れ地が、水田が開墾されまして2倍になった記録もございます。そこで、現在に至るまで、この倉檜堰というものは頭首工部分が流され、その都度復旧されて現在に至っております。60ヘクタールに及ぶ圃場整備事業も終了し、若い担い手、法人による農業への進出があり、これから町の農業振興に対する期待は大変大きなものがございます。さらに、倉檜集落の大川沿い近くの河川の近くに、平成7年、8年に圃場整備を実施した上川原地区の水田8ヘクタールがございます。昔この上川原地区については独立した頭首工を持っておりまして、大道下頭首工という頭首工がございます。そこから直接水田に水を引いていたわけですが、大川の川が右岸に河川が移動したことで河床が3メートル以上も下がってしまいまして、この大道下頭首工から直接水を引くことが約15年近くできなくなってしまいました。上川原地区は、現在取水については倉檜堰の堰から落とした水を100%使っておりまして、何とかこれで維持をしております。圃場整備60ヘクタール終了部分と上川原地区を合計しますと、倉檜全体で68ヘクタールの水田が倉檜堰に頼っております。早期の河川改修が望まれるところであります。町長さんには就任以来倉檜堰に対しまして、大雨、台風時期には十分な対応をさせていただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。河川改修につきまして、今まで働きかけをしてきたと思いますが、十分とは言えないと思っております。最近長野区長さんにお会いをし、長野区長さんがどのようなお考えをお持ちかと思ひまして、6月11日に長野区長さんにお邪魔しましていろいろお話を聞いてきました。ぜひよいことなので、要望書提出や河川改修については、昔は土地の問題とかいろいろありましたが、長野区としては協力しますというご回答でした。その当時、長野縁故者会という組織もございましたが、今はその役目も終了し、昨年3月末をもって解散をし、今は長野区一本で対応しているというご回答でした。また、長野区は毎年南会津役場に対しましても、重点要望として河川改修の要望を提出しているところだという説明でございました。私は、要望書を小まめに提出をして強く働きかけをし、南会津建設事務所に河川改修の声を高めていただければと思います。過去に町長さんは答弁の中で、南会津林業事務所が取水工を上流に386メートル上げようとして積

算した経緯がございます。その事業費は5億5,000万円、受益者負担が17%発生します。約9,000万円受益者が負担することになることから、やはり私も河川改修の中で倉檜堰の問題を解決したほうが受益者の負担も少なくてよいかと思っております。そこで、以下3点ほどお願いしたいと思います。

まず、第1点目ですが、平成20年1月17日、6者で南会津建設部所に阿賀川広域基幹河川改修促進事業についての要望書が出されております。それから約12年になると思いますが、6者の提出はございません。南会津建設部所に河川改修促進の声を高めていただきたいと思いますので、要望書の提出についてお考えをお聞かせ願えればと思います。

2点目ですが、これも同じく平成27年12月11日に倉檜堰改修促進協議会会長名で要望書を提出しております。これから約5年ほど要望書の提出がないことから、やはりこれも第1点目と同じように河川改修の機運の声を高めていただければと思いますので、要望書の提出についてそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目ですが、当面河川改修の計画がないと思われます。現在短期的に土砂盛土による堰上流から取水する方法を取っておりますが、水不足を解消するためにはこの土砂盛土工法の継続が必要であると思います。大雨、台風等で盛土の土の流出により砂盛土工法ができなくなると考えられます。堰導水路に水が流入しない場合、河川管理者の許可を得て、堰導水路部分の河床を河川の形状を大きく変えないで掘削するなど工法が考えられますが、町長さんのお考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、星昌彦議員のご質問にお答えします。

倉檜堰改修についてでございますが、倉檜堰改修につきましては過去に幾度か答弁しているところでございますが、県の意向としましては、堰は県管理のものではなく受益者管理のものであることから、県が堰を改修することは難しく、倉檜堰付近における河川改修計画もないとの見解を示しているところでございます。このような中で、1点目と2点目における要望書の提出のご提案をいただいたところでありますが、今後倉檜堰改修促進協議会、総会を通じ、活動内容について協議しながら、要望活動を継続してまいりたいと考えております。また、県におきましては災害復旧事業費等、町や受益者等が行う河川内における作業等についてご理解とご協力をいただいているところであり、今後も連携を図り、対応してまいりたいと思っております。

3点目の短期的対応でございますが、過去の水不足等にも、河床掘削による水量の確保や大型給水ポンプの設置など水田に必要な水量の確保とともに、日本大学の中林教授を招いて改修方法などを検討してきたところでございます。議員が指摘するように、今までのような土砂盛土工法が取れなくなることとも考慮する必要があると考えております。今後安定的に水量の確保を図るため、改修を引き続き長野区、南会津町及び県などの関係機関との連携や対話等を持ちながら、よりよい方向性を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問ありませんか。

5 番、星昌彦君。

○5 番（星昌彦君） 1 点目、2 点目については、要望書を提出していただいて、今後検討したいということで理解をします。

3 点目でございますが、今答弁の中で多少掘削も交えながらやった経緯があるというようなことで、河川内の軽微なものについては暗黙の了解を得ているのかなというふうに思います。そういったことで、私としては、ポンプを使いまして、町長さんも水をとめたことないと、私らの言っているとおりでございますが、ポンプも 1 日 1 万 4,000 円の賃借料がかかるわけです。できれば河床の掘削を 50 センチぐらいしていただければ水が入ってくるのではないかなというふうに私思いますが、このような方法を、あそこの岩盤、アマ石なので、何とか土砂盛土をやるときに少しでも協議をしながらできないものかなというふうに考えております。この点についてひとつよろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5 番、星昌彦議員の再質問についてお答えしたいと思います。

ただいま 1 回目で答弁した中で、河床の掘削による水量の確保というようなことで、今掘削方法も取れないだろうかということのご提案でございますが、誠に私の考えているとおりなのです。今頭首工を整備するということになると、お金のことも関わりますが、災害の査定で、それが災害に当てはまるかどうかと。それから、頭首工を造ることによって長野区がどのような考えを持つのかということが懸念されていまして、私は掘削方法を幾らかでもやっていけば、年に 50 メートルでもやれば、それを 3 年続けば 150 メートルになる。そんなことで水の確保をしていけば、お金もそんなにかからないし、スムーズに水が確保されるのではないかなということで、いい提案でございますので、ぜひ建設事務所のほうの許可を得ながら一番いい方法でやっていきたい。それから、やはり専門的なご指導もいただいた上での仕事になろうかと思いますので、その辺は現地を熟知している中林先生なんかのご指導を仰ぎながら進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○5 番（星昌彦君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れもありませんね。

○5 番（星昌彦君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで 5 番、星昌彦君の一般質問を終了いたします。

次に、2 番、小椋淑孝君。

○2 番（小椋淑孝君） 議席番号 2 番、小椋淑孝、一般質問させていただきます。

新型コロナ関連についてご質問させていただきます。新型コロナウイルスが全国で猛威を振るい、農業と観光を主産業とする当町にとりましても、かなり大きなダメージを

受けているところであります。全都道府県の緊急事態宣言が解除され、これからは新生活様式での対応を余儀なくされていく中ではありますが、今後の農業と観光業を復活させていく手段などについてお伺いします。

まずは、農業に関してですが、原子力発電事故の影響が払拭されていない中で、今回の新型コロナウイルスの影響は大きいものがあり、今後六次化産業による商品開発などの考えはあるのか、既存農産物も含めた販路についてどのように見いだしていく考えなのかをお伺いします。

次に、観光業において、全都道府県で緊急事態宣言が出されたことから、どこの観光施設も大きな打撃を受けております。逆に全ての観光施設等がゼロからの出発であることから、他の観光施設等に遅れを取らないよう、施策の展開次第では大きな発展も望まれるものではないかと思われまふ。それには何よりスピードが大事であると考えますが、観光PR施策等をどのように考えているのかお伺いします。

また、国における二次補正が新聞報道でも出されており、これらの補助金には期待されるものでありますが、農産物等の販路拡大や観光PR施策等における独自の施策として活用していく考えはあるのかをお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のため様々な行事やイベント等が中止、延期となり、緊急事態宣言は解除されておりますが、町民の活動はまだ制限があり、特に町民の健康については心配されるところであります。健診などの行事も延期となっているようではありますが、外出自粛要請中や緊急事態宣言が出されている期間中、町として町民の健康管理を行ってきたのか、さらにはどのような体制で行っていくお考えなのかをお伺いします。

今回感染拡大防止対策として町独自でマスク2枚を配布しました。町民の皆さんからよかったという声が聞かれた反面、1世帯当たり2枚では全然足りないという声もありました。新聞等でほかの町村で1箱50枚入りが配布されていることなどを知っている町民の方々からは、せめて町として1世帯何人住んでいるか分かるはずなのに、人数分は配付してほしかったと、町独自の対策に不満を口にする方もいらっしゃる。そのことから、予算の関係もあるとは思いますが、今後備蓄品購入をする際、見直しをしていかなければならないと考えますが、町の意見をお伺いしたいと思ひます。

以上、新型コロナ関連についてのご質問です。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

まず、農業施策でございますが、ご指摘のとおり直売所等に関しましては下郷町物産館及び道の駅しもごう直売所が4月下旬から5月上中旬までの期間、20日から25日間程度の休業となっており、既に影響が出ていることから、今後町としても対策を検討していく必要があると考えております。六次化産業による商品開発につきましては、第六次下郷町総合計画の主な施策の一つとして掲げており、重要な課題の一つとなっております。現在、下郷町商工会が開催する検討委員会におきまして、町も参加しております。

が、主に国や県が事業者の取組を支援しているところであり、積極的な周知等により引き続き事業の活用を推進してまいります。また、流通への影響は今後も予断を許さないことから、引き続き状況を注視してまいります。特に既存農産物も含めた販路につきましては、先ほど申し上げました直売所の休業を受けた農家支援及び農作物のPRのため、野菜等を在京下郷会会員及びクライנגルテン下郷入居予定者に送付いたしました。これをきっかけに販路の拡大にもつなげたいと考えております。今後も地域の実情を把握しながら、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の活用も含め、検討を一層進めてまいりたいと考えております。

次に、観光施策でございますが、観光業におきましては5月25日に国の緊急事態宣言が解除となり、県におきましても6月1日から県内での観光振興の取組が行われており、県民を対象に宿泊割引支援として観光周遊宿泊支援対策事業、7,000円以上の宿泊に5,000円の割引、令和元年度台風15号及び19号観光支援事業ふっこう割、6,000円以上の宿泊に5,000円の割引を行っております。同じく6月1日から町観光公社におきましても、観光応援キャンペーンとして宿泊とランチをセットにした湯野上温泉1泊2日、下郷周遊ツアー商品を販売しており、6月15日現在、予定販売泊数350泊のうち252泊分の販売が終了となっております。なお、県では福島県県民限定宿泊割引第2弾として、県民割5万泊を追加で6月10日より既に販売しております。さらに、県の6月補正では10万泊分の予算を再度追加計上する予定となっておりますので、町民の方々にもご利用いただきますよう周知していきたいと思います。町観光協会では、7月からしもごう満喫キャンペーンを開催いたします。しもごう満喫キャンペーンは、宿泊施設1か所、食事、買物で2か所、お店のスタンプを集めると町観光協会加盟のお店で利用できる利用券を発行します。町内の経済循環につなげていきたいと思っています。また、新聞、マスメディアへ関係団体で訪問し、しもごう満喫キャンペーンのPRを行うなど、観光業の振興、誘客につなげていきたいと思います。夏には国事業としてG o T oキャンペーンが全国規模で開催されます。国の第二次補正もありますので、今後内容の検討を行い、観光関係団体との連携を図りながら事業展開をしていきたいと考えております。また、観光客の受入れに際しては、新しい生活様式に基づいた一層の感染予防策の周知徹底を図りたいと考えております。

最後になりますが、町民の健康管理でございますが、新型コロナウイルス感染症等に関する一般的な健康相談窓口として、2月27日より健康係内に相談窓口を設置しております。現在までに10件の相談がありました。また、地域包括支援センターより、自粛期間中に気をつけるポイントや自宅でできる運動方法のチラシを3回配布しております。そのほか、個別ケースといたしまして、支援が必要な方や高齢者に対し、電話、訪問を実施しております。感染症については、県の所管事務であることから、県、保健所と連携をしながら情報共有をしつつ、引き続き相談窓口の設置、7月からは各種教室も実施予定ですので、その中で健康管理を実施していきたいと考えております。現在子宮がん検診、乳がん検診を延期しておりますが、検診実施機関であります福島県保健衛生協会と調整中であり、今後の日程については未定となっております。子宮がん検診について

は、施設検診も実施していることから、昨年より期間を延長し、積極的な受診を促しているところであります。総合健診につきましては、日程変更はございますが、予定どおり9月に実施予定としております。

また、感染拡大防止対策についてですが、今回の配布について十分ではないと承知しておりますが、全くマスクが手に入らないという状況下において、緊急的な対策として1世帯2枚を配布させていただいた経緯となつてございます。5月中旬からは、徐々にマスクの購入が可能となっている状況の中、町独自施策といたしまして感染予防用品購入の助成として1世帯1万円を特別定額給付金に上乗せして給付しております。今後第2波に備えて計画的に備蓄をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

農業に関してなのですが、在京下郷会の会員やクラインガルテンの利用者の皆さんに送付したと言われましたが、これは会員の方全員、何人に送付されたのか、何キロで何の品物を送付されたのか、またどのぐらいの農家の皆さんから購入されたのかをちょっと聞きます。今まで農家の皆さんは、直売所、道の駅などにも出していた経緯がありますし、その辺で収入減となっているところに町として支援していただいたのはいいと思うのですが、今まで出していた方々全員に支援した形なのかどうかをお伺いします。

観光に関してですが、町長は県民に対しての宿泊、観光公社でも宿泊、ランチ重ねてやっているとおっしゃっていますが、県としては確かに5,000円補助、観光公社としてもやっている、あとは国のほうでG o T oキャンペーンをやる、それに便乗してやるとおっしゃいますが、町独自としての考えはないのか。町として今まで来ていたお客さんを呼び込むためにはどうしようとしているのか、町長のその辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3点目の町民の健康に関してですが、2月27日から相談窓口を設置して10件ほどの相談があったとおっしゃいました。そのほかに、今まで健康教室だったりというものも中心になっていると思われまふ。その間健康教室等をやっていなくて、個別に電話対応、訪問したりとかしているとおっしゃいましたが、今まで健康教室をやっていたのを中止にした点で、町民の方々の健康に関してまた追加で教室をやったりしたとしても健康を補うことにはちょっと不足するのかなと。その辺を不安材料として私は考えておりますが、本当に今後そのやらなかった分の教室だったりというのはどのような考えでいるのか、もう一度お尋ねいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員の再質問にお答えしたいと思いますが、送付状況でございますが、在京下郷会の会員の皆様、それは会費を支払っている方になろうかと思いま

すが、約200名でございます。それで、観光公社のほうから100、道の駅が100というように送らせていただきました。時期的にはゴールデンウィーク後、5月の上旬、中旬に送って、約3,000円の事業費でございますが、アスパラとシイタケ、山菜等の組み合わせで送らせていただきました。それから、クラインガルテン下郷に入居を予定している方にもですが、これは観光公社から23世帯分、これ同じく事業費3,000円ですが、内容もアスパラ、シイタケ、山菜等でございます。そのほかの生産農家についても、今後第二次補正によってどのような金額が割り振りされるかによって、やっぱり農家支援もしてやらなくてはならないと考えておりますので、今後の国の動向を把握しながら、農家生産者の方についてもコロナ対策について考えていかなければならないと、こう思っていますので、ご理解いただきたい。

それから、観光の町独自としての考えはどうか、コロナ対策でこのような状況の中で町としての観光振興をどのようにしていくのかということでございますが、私5月の連休明けの緊急事態宣言が解除された後、大内宿、塔のへつり、観音沼も全部回ってきましたけれども、大内宿の駐車場の入り込み数については、土日は約4割戻りました。それが2週続いております。また、塔のへつりは全然人がいなかったです。駐車もしていません。1名ぐらいいはちょっといたかもしれませんが。それから、観音沼もばらばらと来ていました。このような状況の中でいかに観光振興を図っていくかということについては、先ほど第1回目の答弁でも申し上げましたように、まずは来てもらうということが先でございます。それに、来てもらって感染予防の安全対策はしっかり取ってもらうということで観光協会さんにも申し上げます。やはりこのままでは前年の50%もいかないよというようなことで、ぜひとも観光協会としても考えていただきたい。町については、実行部隊もおりますけれども、その予算措置は必ずするというところでお願いした経過もございます。町独自ということになれば職員が、観光係で3名、観光協会の職員1名、4名ぐらいですから、行動範囲はそんなにできないと思いますので、やはり各種団体と協力しながら誘客運動に努めていきたい、こういうのが町の観光の独自の対策でございます。

それから、支援については6月定例議会の終了後に申し上げます全員協議会において、どのような方法も、あらゆる事業者、観光事業所も含めて、方法について、支援策についてやっていくと。それが観光振興につながっていくということだと考えておりますので、ご理解いただきたいと。

それから、町民の健康管理のことでございますが、これは一番大切なことでございます。健康なくして町民は安心して生活できないと思いますので、健診率の向上に町としても積極的に指導していかなければならないし、各種教室もできなかった分についてはどのようにして開催できるのかということが、担当者の考えをまとめながら、できなかったことを実施するというような考えも含めて、指導してまいりたいと、私からの指示もしていきたいと考えておりますので、時間を繰り上げることはできませんけれども、事業内容については工夫をすれば実行できる内容もあろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再々質問させていただきます。

農業に関しては、これから国の動向を見て支援していくということですので、こちらは農業関係者、高齢者の方もたくさんいらっしゃいますので、その辺は十分町のほうとしてもやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

観光に関してですが、各種協会と一生懸命協力し合ってやる、その辺はもちろん大事だと思います。1つ私が言いたいのは、今までですとやはり海外からのお客様も大分大内宿には来ていました。今コロナウイルスは全世界で発生してしまっていて、海外からの旅行者も来ておりません。そうなった場合に、国のほう、国民、そういう人たちにもうちよっと目を向けて、福島県会津地方では感染者が出ていない、その中で下郷町は国的文化財の大内宿があったり、塔のへつりがあったりと、観光する場所がある。この辺を町としてももう少しうまくPRしていく。ホームページを利活用したりですとか、いろんな対策が取れると思いますので、この辺をもう少し有効活用して、国民の皆さん、県民の皆さんをはじめ、そういう人たちにより多く来てもらえるように、海外からのお客さんが少ない中でやるとなればそういうふうなところに視線を向けてやっていかななくてはならないと思いますので、その辺をどのように考えているのか、この1点だけ再々質問しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再々質問にお答えします。

海外からの誘客が今できないことから、国内に目を向けて、国内の人にPRして、資源の有効活用をして誘客を図りたいということでございますので、私も同級生に通知をして、湯野上に来てもらうことにしました。東京から来るのだから、感染対策は十分していただきたいというふうなことで、昨日予約をしていただきました。観光公社のほうから電話が本人に行ったと思いますが、12名程度ですけれども、そんなことで一応在京会にダイレクトで通知を申し上げるとか、その仲間たちにこういうサービスをしていますよと、こういう補助が受けられますよということを宣伝してもらえば、紙ベースでやっても、いろいろな方法あったとしても、100%はいかなくても、そういうお客さんが来るであろうという私の、昨日の予約もそうですが、そんなことで感じておりますので、ぜひ皆さんにも声をかけていただいて、ぜひ湯野上に泊まってもらう、下郷町でそばを食べてもらおうというようなことから始めていただければと、こう思っておりますので、ご協力方お願いします。いろいろなPR方法があろうかと思いますので、各種団体と協議しながらやっていくということが大事であらうかと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時05分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時15分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問をさせていただきます。

1つ目といたしまして、ホームページ維持管理委託費の適用範囲と情報発信の適正化についてお伺いいたします。ホームページの維持管理委託費が134万3,000円と計上されておりますが、現在の本町のホームページを確認したところ、観光サイトの新着情報は何もなしとなっております。最新の更新日時は、2018年10月1日となっております。コロナウイルスの影響が多大にある中、町内の各店舗、サービス等の情報発信することが観光客の呼び呼び戻しにとって非常に重要であると考えますが、そういった業務はこの委託管理費の中で実施できると推測しますが、確実に実施できる体制になっているのか。

また、コロナの影響を受け、多様な事業所が補助金を活用したいと考えている声を多く聞きました。現在の本町のホームページでは、補助金検索が非常に難しく、利用者にとって不便なものとなっていると言わざるを得ません。この点の改善を行い、より補助金の利用者の目線に沿った情報の発信が必要と思われますが、どう思われるでしょうか。

また、移住者、新規起業家に対する情報の発信も上記と同様の内容を含んでおります。コロナの影響でリモートワークや人口の密集地を避けての働き方が進んでいる中、本町においても実施されている補助金やサービス等もあるので、特設ページやガイダンス等を作成し、事業者向け、在町者向け、観光者向け、移住者、新規起業家向けとコンテンツを分け、必要な情報を一括掲載し、広く周知することは、このご時世において非常に重要な事案であり、ぜひ早急な改善が必要と思われるが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

2つ目の質問についてお伺いします。指定管理者についてですが、指定管理の委託費について、3,152万8,000円、うち道の駅1,916万2,000円、勤労者野外活動施設451万2,000円、三彩館426万6,000円、養鱒施設358万8,000円。補助金として3,656万1,000円が計上されておりますが、各指定管理先の収支決算を確認したところ、過去4年間は赤字決算となっております。指定管理先の業務内容と照らし合わせての評価はどのように行っているのでしょうか。

以上2点について質問をお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目のホームページ維持管理委託費の適用範囲と情報発信の適正化についてでございますが、町のホームページにつきましては、平成30年10月に掲載内容がレイアウトのリニューアルをして現在に至っております。また、変更点といたしまして、多言語化と

して英語、韓国語、中国語に対応しております。スマートフォン閲覧が可能になっております。町ホームページ維持管理委託費134万3,000円ですが、こちらは主にホームページを運用する上での保守、維持管理費用となっており、内容は、1つとして、ハード及びソフトの定期的な保守とセキュリティーに関すること、2つ目として、不正アクセスに係るシステム監視、3つ目として、災害時の緊急対応などがございます。よって、質問の各ページの更新等につきましてはこの委託料には含まれておりませんので、各課において担当者が情報を更新する内容になってございます。

観光サイトの最新の更新日時が2018年10月1日になっているとのことですが、町ホームページがリニューアルされた月日がそのまま表示されているようです。新着情報につきましては、更新日時が表示されております。観光情報につきましては、今年4月に国の緊急事態宣言が発表され、町内イベント等の中止や外出規制に係る人の移動が制限されるなど、観光誘客情報の積極的な掲載を控えているところでもあります。今後外出規制も緩和されまして、県をまたいだ外出ができるようになりますので、町ホームページにリンクしている町観光協会のブログやツイッター、しもごろ一フェイスクック等で情報の発信と併せ、観光誘客につなげていきたいと考えております。

さらに、コロナに係る補助金等の検索や移住者、新規起業者への情報発信、またコンテンツ情報についてですが、各課担当で更新できる内容のものと委託業者との協議が必要なもの、費用がかかるものもございます。内容をよく検討して、改善すべきものについては検討してまいりたいと思っております。

2点目の指定管理でございますが、指定管理料につきましては平成31年度、令和1年度から令和5年度までの5か年で基本協定を締結しております。指定管理者の選定につきましては、庁舎内に副町長を委員長として各課長からなる選定委員会を開催し、指定管理者候補者として審査、評価を行っており、指定管理者を指定しております。また、指定管理者については議会の議決案件となっておりますので、今回の指定については平成31年の第1回定例会において議決いただいております。指定管理料ですが、下郷町地域振興株式会社、道の駅しもごうに1,800万円、町観光公社の野外活動施設に426万6,000円、農村交流施設三彩館に358万8,000円、養鱒センターに451万2,000円で、年度協定を結んでおります。また、補助金につきましては、町観光公社運営補助金1,780万円、会津下郷駅運営補助金590万3,000円、着地型推進事業補助金に1,285万8,000円となっております。地域振興株式会社、道の駅しもごうにおきましては、国道289号甲子トンネルの開通に伴い、会津の玄関口として平成21年4月から営業開始後3回目の指定管理料となっております。観光公社におきましては、平成18年4月から指定管理者制度が導入され、各施設の指定管理者となっております。観光公社の事業、道の駅事業におきましては、それぞれ黒字とはなっておりませんが、町農林産物の販売促進、観光の拠点となっておりますことから、町内外のお客様のおもてなしに努めております。経営管理、また評価等につきましては、町観光公社では自治会や評議委員会で行っております。また、道の駅しもごうでは取締役会等で経営改善策の検討を行っておりますので、町では適切な運営管理ができますよう指導してまいりたいと考えております。よろしくお願いま

す。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 質問させていただきます。

更新は、各担当者に随時行っていただくようご指導お願いいたします。

ホームページに関してですが、多くの町民からホームページが使いづらいとの意見を聞きました。私自身もそういった経験がありました。また、他市町村のホームページを拝見したところ、非常に分かりやすく、視覚的、機能的であります。ホームページは、今を伝え、現在必要なことを直感的に情報を提供しなければならないものですので、早急な対応をお願いいたします。

指定管理者のほうについてお願いいたします。一般の民間企業ですと、毎年補助を受けているにもかかわらずこれだけ赤字を出せば即倒産です。補助金を出す側として選定委員など目標値を定め、それに向かい経営をしないと町の税金の無駄遣いになり、商売という概念、それはなくなり、経営者としてのやる気さえそがれてしまうと考えられます。税金を投入して赤字まで出されたら、町民、納税者からすると経営者の怠慢と思われると思いますが、取締役社長を務める町長としてどう思われるでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ホームページの更新等については、様々なやり方があろうかと思うので、各課等に指導し、総合政策課で取りまとめて、一番見やすい環境のホームページにしていければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。なお、詳しい点についての説明については総合政策課長からちょっとお答えさせていただきます。

それから、指定管理の件でございますが、観光公社、それから道の駅、それから各集落の農集関係、戸赤、大内です。それから、町の施設で指定管理しているものが旧戸赤分校。あと水道、各集落における水道関係。大沢、枝松、今水道関係も指定管理。いろいろ指定管理がございますが、まず観光公社については、昭和の30年代後半に県の養魚場、県の水産試験場、内水面水産試験場が左走にありました。マスの育苗で県内全体で内水面の魚を育成していくということから県が設置した施設でございました。それをやめることになって、それ以降町としてもその施設を引き継いで、町民のたんぱく源の供給を第一目的として、その施設を充実して運営した経過がありました。それは、直営方式でした。我々も手伝いに行きました。それから、マスを提供するばかりでなく食事もしていただこうと、釣りもしていただこう、子供の遊園地として遊具施設を整備していこう、こんなことでだんだん、だんだんお客さんが増えてまいりました。しかし、直営方式ではまずいのではないかなというふうな方針が出されまして、管理委託するようになったという経過がございます。いずれにしても、雇用の確保と昭和30年代の後半から40年代は町民のたんぱく源の供給であるということを目的にこの観光公社が設立された。そして、管理指定を受けて現在に至っている。当然経営は当時から黒字体制では

なかったと、こう私は思っております。しかし、そういう目的で設置した以上は管理の縮小、そういうことを、管理費を抑制してやっていただくと、運営していくということが我々の責任だと思っております。道の駅もそうであります。甲子トンネルが開通したときに町の振興策としてどのようなものがあるかということを考えたときに、道の駅の設置がいいでしょうというようなことが、議会の皆さんも了解の下で設置してきたわけでございます。しかし、当初の売上げは1億8,000万ありましたが、現在は1億4,000万円ぐらいに落ちてしまいました。約4,000万円売上げが落ちていると。台風影響、そういうものが、自然の環境によってそういう結果が出ている。しかし、管理費だけはやはり設立当時からかかっているということは当然だと思っています。それをいかに縮めるか、管理費を抑えるか。難しいわけですが、現在社員は頑張って管理費を縮小して、数字に現れております。これは、褒めてあげなければならない。しかし、経営としては大変難しい。22年から赤字決算をしていたわけです。ただ、それが指定管理料と震災の補償料で何とか経営をやってきた経過がございますが、今後とも指定管理は予算化しながら、皆様の理解を得ながらこの施設は運営していかなければならないというのが我々の課題でもあり、宿命でもあります。

以上を申し上げまして私からの再質問のお答えにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長からもご説明ありましたが、まず今町で使っているホームページにつきましては2018年10月1日からということで、新たにリニューアルした内容で使用しております。間もなく2年という形にはなっております。今回見直しに当たりまして、2年前になりますが、各担当課並びに担当者で更新できる内容にシステムを切り替えております。内容的には新しくなったのですが、まだ2年弱ということで使い勝手分らない職員もいるかと思いますが、今後仕様については職員間で、また各課と連絡を図りながら、徹底して更新していきますように話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ただ、今回新しくなってまだ2年ばかりということで、大きなレイアウトの変更とか内容の更新になりますと業者との協議、また大きな費用もかかりますので、その辺は業者ともよく協議させていただいて、内容を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ご質問ありましたコロナ補助金の情報につきましては、広報しもうや回覧などで皆様にお知らせもしているところでございますが、若い人たちのネットの情報収集が進んでいる、また早くなっているということでございますので、内容の更新についても随時必要かと思っております。職員の業務内の内容にはなりますが、内容をよく確認させていただいて、スムーズな対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、個別の内容につきましては、直接役場にお電話いただいたほうが、ケース・バイ・ケースですけれども、スムーズな場合もありますので、その辺はよろしくお願いいたします。最終的にコロナの情報につきましては、今健康福祉課さんの

ほうでまとめておりますが、町の支援策なり補助金なりを一括してホームページのほうに上げれないかということで今協議させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上となります。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はございませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 答弁ありがとうございました。

ホームページについてですが、役場に直に問合せと言いましたが、その前の段階で情報収集が町民ができないということなので、役場に直に問合せする前の問題です。あと町民目線で作るホームページについてですが、これは業者だけでなく、事業者や町民を集めて意見を聴取して町民目線のホームページをつくっていただきたいと思います。

指定管理について話させていただきます。下郷町で指定管理されている施設は、すばらしい設備、立地であり、可能性にあふれております。現在あるこの財産をより時代に合わせ、よいものにして集客するためには、湯田議員との中で町長の答弁でもありましたが、運営実績のある有識者を配置することが、コンサルタント会社を町側が送り込み、成果を求め、補助金設定をするなど、今までとは違う観点から運営管理をしなければならぬと思いますので、これからますます発展ができますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

○1 番（星和志君） 答弁要らないです。

○議長（小玉智和君） いいですか。

○1 番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） 要望ですね。

○1 番（星和志君） 要望で。

○議長（小玉智和君） 先ほど「再質問」と言いましたが、「再々質問」でございます。大変申し訳ありませんでした。

これで1 番、星和志君の一般質問を終わります。

6 番、玉川邦夫君。

○6 番（玉川邦夫君） 議席番号6 番、玉川邦夫です。予定どおり一般質問を大きく3 つさせていただきます。

1 つ目、これからの新しい学習様式について。今生活様式という言葉ができていますけれども、学習様式とあえて学校サイドの言葉を使わせていただきます。今回の新型コロナウイルス感染予防対策では、町長さんはじめ職員の方々には、国や県の動向はもとより、町民の生命、健康、安全を守ることを第一にした様々な支援策を打ち出されたことに改めて敬意を表したいと思います。武漢の作家、女性、大分高齢の方なのですが、フンフンという呼び方でよろしいのでしょうか、ネット配信した武漢日記というのが非常に話題を呼んでおります。「この国が文明国であるかどうかの唯一の物差しは弱者にどう接するか、その態度である」、大変心に残る言葉を述べています。行政

は、まさにその姿勢を貫いてこられました。ただ、私は町民を第一に考えた施策としてこれでよかったのかと振り返ったときに、これからの町づくりの主役である子供たちへの対応に課題が残るような気がいたしました。学校教育は、本来プロの先生方に基礎基本を教えていただくものであるが、この教育の領域まで各家庭におんぶせざるを得ない状況になってしまったときの対応を考えていきたいと思います。

そこで、私は大きく3つの視点から我が町の子供への対応について町長に聞きたいと思います。1つ、オンライン学習についてであります。県内でも環境の整わない家庭には独自にタブレットを貸与するなど、4月早々からデジタル教材や動画配信、双方向授業などオンライン学習をスタートしたとする公立学校も多く聞かれました。町は、今回の補正予算で校内ネットワーク設計委託料が一般財源から330万円ほど計上されたようです。具体的にどのような授業内容か。また、今後の町長の情報通信整備構想も併せてお聞かせください。

2つ目としては、文科省が示した約150億円の対策事業です。小中学校へのマスクの購入支援とか修学旅行の中止に伴う補助等の事業、本町では該当されたのか伺います。

3つ目、不登校問題です。異例の長期休校で子供たちは大きなストレスがかかっています。学校や保護者が学習の遅れを取り戻そうと子供たちを追いつめてしまわないかということも非常に危惧されます。不登校の子供を出さないためにも、どのような対応を今後大事にしていきたいとお考えですか町長にお尋ねします。

大きな柱2つ目です。子育て支援に向けてのさらなる充実を。今回のコロナウイルス感染予防対策に当たっては、休園することもなく、医療チーム同様、最前線で保育に当たられた先生方がおられたことを忘れてはならないと思っています。さて、本町では子育て支援の環境整備にも力を入れ、2歳児からの保育料の無償、医療費の無料化等、子育て世代の経済的負担軽減を図ってきています。ただ、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、朝忙しい時間帯での開所時間を30分早めた7時にしていただけないか。また、出産の奨励という趣旨からすれば子宝祝金を第2子出産から支給できないかという声もささやかれます。子育ての支援のさらなる充実のためにも検討いただきたい。町長、どう考えてられるかお尋ねします。

大きな柱3つ目でございます。高齢者福祉の充実に向けて。町は、高齢者が笑顔で健やかに暮らせる町をつくるために、中核的な地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの進化を目指しています。その推進のための予算的な裏づけを教えてください。

また、今年の広報2月号の特集の「ここに住み、ここに生きる。」で報告された町内の先進的事例が沼尾地区の活動であったと思います。こうしたモデル地区をぜひ行政がリードして、毎年1地区程度紹介していただければ、それぞれの自分たちの地域に誇りと自信が生まれ、町民の意識も高まってくるのではないのでしょうか。本年度までの3年間で計画された第8期高齢者福祉計画を実のあるものにしていくため、町長の基本方針をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目のこれからの新しい学習様式についてでございますが、初めにオンライン学習についてでございますが、ご質問ありましたとおり、今回の補正予算案において校内ネットワーク設計委託料として、小中学校合わせて332万3,000円を計上いたしました。内容につきましては、現在学校に設置されているネットワーク環境を文部科学省の指針に沿うようさらに高速化し、無線によるインターネット環境を構築していくための費用となっております。なお、この設計費用につきましては、補助対象となっております。

また、今後の情報通信整備構想でございますが、文部科学省ではICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を整備するため、小中学校のネットワーク回線を高速化した上で、児童生徒に1人1台の端末整備をするGIGAスクール構想というものを掲げております。当初この構想では、令和元年から令和5年度にかけて段階的に整備を進めていく予定でしたが、今回の新型コロナウイルスによる学校の一斉臨時休業の影響等を考慮し、これらを前倒しして今年度中に整備するよう国の一次補正予算に計上されたところでございます。本町におきましても、先ほど申し上げました文科省のGIGAスクール構想に沿って、国の補助事業を活用しながら、全ての普通教室に無線による高速インターネット環境を構築し、児童生徒がタブレット端末を操作しながらデジタル教材等を活用できるよう、整備を目指してまいりたいと考えております。今回の設計委託が完了した後、ネットワーク構築費用や端末にかかる整備費用については、今後新たに補正予算として計上させていただく予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2つ目となります文部科学省が示した約150億円の対策事業についてでございますが、これは学校保健特別対策事業費補助金制度であり、6月3日付で国の補助金交付要綱が作成されております。この制度については、議員ご指摘のとおり、小中学校へのマスクや消毒液、非接触型体温計等に係る保健衛生用品の購入費等に対して国が補助する内容となっております。児童生徒1人当たり340円分資材が補助対象で、その2分の1となる170円を国が補助するという制度になっています。本町の児童生徒の人数規模では、総額11万3,900円分が補助対象となり、その2分の1、5万6,000円が国からの補助金となる計算です。マスク、アルコール消毒液などは、現在の予算で先に購入しておりますので、国からの補助金については今後補正予算で歳入の項目に計上させていただく予定でございます。

なお、修学旅行の中止に伴う追加的費用への支援制度については、本町の学校の場合は一旦延期はしたものの、今後実施する予定ですので、中止に伴う補助については該当しないものと考えております。

最後に、3つ目の不登校問題にお答えします。先般の臨時休業の期間、各学校では創意工夫を凝らした課題を作成し、家庭学習の支援を図ってまいりました。しかしながら、家庭の状況によっては十分な学習時間が確保できず、学力格差が拡大してしまったので

はないかという懸念も確かでございます。このため、学習の遅れが新たな不登校を招かないよう、十分な配慮が求められているところです。本町におきましては、少人数学級の利点を生かしたきめ細かな授業展開を最重点の目標としつつ、スクールカウンセラーによる心のケアやスクールソーシャルワーカーによる家庭環境の実態把握などに努め、必要に応じて児童相談所との福祉関係と連携しながら不登校防止に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

2点目の子育て支援に向けてのさらなる充実でございますが、少子高齢化が進行する中、子育て支援は町の重要課題と認識しております。本年4月に作成された第六次下郷町総合計画でも主要施策に位置づけ、各種施策に取り組んでおります。具体的には、保護者の経済的な負担軽減を図るため、平成30年度から小中学校の学校給食費を完全無償とし、小中学校の入学時には入学者1人に3万円を入学祝金として支給しております。また、昨年10月から開始されました国の幼児教育無償化に伴い、保育料無償化の対象年齢を拡大し、町では2歳から5歳児までとしております。

ご質問にありました保育所の開所時間についてでございますが、就業環境の変化等により保育時間延長の必要性は十分認識しております。また、保護者からも同様のご意見をいただいておりますので、実施に向け検討を進めさせていただきたいと考えております。

また、子宝祝金につきましては、若者の定住、出産の奨励、出生児の健やかな成長を期待し、第3子に10万円、第4子に20万円、第5子以降30万円を給付しております。ご質問のありました対象児を第2子からにしているかどうかというご提案ですが、子育て支援のさらなる充実を図るため、他の支援策や近隣市町村の状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな3点目の高齢者福祉の充実に向けてでございますが、地域包括ケアシステムは公的なサービス向上だけではなく、地域社会の力、社会的資源やボランティア等を活用しながら、高齢者の生活を地域内で支え合う体制づくりを目指すものであります。また、ボランティア等を活用することで費用の軽減や効率化を図ろうとする側面もあり、住民同士の共助も重視されております。予算といたしましては、介護保険特別会計の地域支援事業費に当たり、令和2年度当初予算では4,811万6,000円を計上しています。要支援者等の在宅サービス、ヘルパーやデイサービスにかかる費用や高齢者支援に当たる地域包括支援センターの専門職にかかる人件費、各地域等における介護予防教室の事業費、住民の支え合い体制の構築を目指す生活支援体制整備事業等に活用しております。また、昨年度は高齢者支援をはじめとした専門職として社会福祉士を採用し、地域包括支援センターの機能強化を図ったところであります。生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを配置し、各地区の支え合い活動支援や住民と行政、関係機関との橋渡し役として活動しているところでございます。広報しもうごに掲載した沼尾地区は、元来住民間の絆が強く、今般コーディネーターらのサポートを受けながら、支え合いの体制を体系化したところです。今後も各地区の支援を継続しつつ、参考的な取組については広報等で皆様に紹介していければと考えております。高齢者福祉に関する方針

としましては、地域包括ケアシステム構築のためにも、公的サービスといった公助は当然ながら、町民の皆様や関係機関による自助や共助も重要な要素であり、様々な支え合いの連携軸を進める必要があります。今後も住民の皆様の協力を得ながら、地域の課題、他人事ではなく自分事と捉えた地域づくり目指し、町と町民が協働、連携した高齢者福祉体制の推進を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。
ご協力よろしくお願いいたします。

再質問はありませんか。

6 番、玉川邦夫君。

○6 番（玉川邦夫君） 再質問をさせていただきます。

まず1つ、GIGAスクール構想、大変難しい、初めて聞く言葉かもしれませんが、一番大事な部分、今答弁の中でありました。私3年前に1人1台、あるいは学級人数分ぐらいのタブレット端末を買うべきであると。そして、これも横文字になりますけれども、ポジティブ学習、これが今もう主流なっているのです。だから、それらの常に資料を基にしながら、あるいは外に出てもそういうデータを持たせながら子供たちが学習するという姿がいっぱい見られるのです。そういう3年前のことを、今幸か不幸か本当にコロナウイルス、災害によってオンライン学習が脚光を浴びている。これは、コロナ対策のためではないのです。これからの学校教育は、いわゆるオンラインを導入していかなければならない、そういうことをうたっているわけで、1人1台とは言いませんけれども、学習に支障のない中でタブレットの即購入をお願いしたい。前向きな検討というもう時代ではないのです。ぜひぜひお願いいたします。

それから、150億円の対策費、これ分かるようでなかなか、私も調べてたどり着いたところ、ネットでたまたまなのですけれども、行政のほうは補助をいただきながら進めていると。もう一つ、補習を行うための追加配置まであるのです。もし足りなかったら、これは我が町では難しいのでしょうか、そういう可能性のあるところにひとつ働きかけて、予算獲得していくといいますが、これも大事なことかな。将来を担う子供たちを考えたときに、あらゆる補助金を当たってみる、そういう姿勢を望みたいというふうに思っております。

それから、お聞きしたいのですけれども、下郷中学校にはシステム会議、いわゆるウェブを使った会議システムがもうかなり前から県のサポート授業で設定をされているかなと、これちょっと伺いたいです。あとその使用具合、活用具合の状況をちょっとお尋ねします。実は町長も、学校のホームページ、ポータルサイトで入って行って、御覧になっていると思うのですけれども、ちょっと学校によって差があるのです。これは、ちょっと尋ねてはみたのだけれども、あまりここでは触れませんが、やっぱり明るい先生のいる学校、ちょっと小学校3校に限ってお話ししますと、今ユーチューブを使って授業をいっぱいやってくれていると。だから、そういう関わりが、学校によってやっていない、積極的に手作りで行っている、その整合性は教育委員会さんは把握され

ているのかということです。檜原さんはもう……ごめんなさい。今学校名挙げましたけれども、eラーニングという、今学校でもやっているのですけれども、それにつながるものを積極的に進めているというところもあって、この休み期間にいろんなネットを持っている、パソコンとか持っている、情報機器を持っている方は一生懸命やっています。そういう実態からすると、ちょっと学校によってバランスがあるな、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

不登校、昨年まで何名いて、今回5月後半に学校スタートしました。その子たちは、不登校何名いるか分かりませんが、いたとすればこの5月末の再開で復帰されてきたのかどうか、その実態をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、大きな2つ目、子育てのための支援、行政サイドで大きな柱にしてやっていただいていると、ありがたいことだなと。あと7時からの早めの開所というか、門を開ける。本当にぎりぎりでお母さんたち働きに行くわけです。検討するという回答をいただきましたので、うれしいなと。

もう一つ、子宝祝金、25年前に制定して、その10年後に改定されたということなのですが、改定になった内容をもしあれば教えていただきたい。いろんな町村調べても、あげていないところもあります、子宝。それは、いろんな育児費の中で豊かに支援をしているということだと思うのですが、2人生まれても祝金は来ない。3人で10万円、4人生まれると20万円というのが、私から言わせると意味が分からないです。子宝って数なのか。数であれば10人産んだら100万円やるよと、頑張れよということなのか。結婚されて子供を産めない、なかなか恵まれない親もいるわけですが、だから1人でも2人でもありがとうねという、町の大事な子供を産んでくれたということで、私は第2子あたりから5万円でも2万円でも、金額はそれぞれだと思いますけれども、ほかの子育て充実していますけれども、この祝金というのもまた意味づけがあって、響きがいいのです。ですから、その辺もう一度考えてもらえないかなという思いをいたします。

最後に、高齢者福祉の充実。2月の広報を見て大変ショックを受けました。すごい実践を沼尾地区ではやっていらっしゃっていた。最近聞いた、ある大きな地区で老人会がなくなったそうです。結局老人会って65からとか70から、いろいろ枠はあるのだと思いますけれども、今そういう老人会がなくなっている地区がいっぱいあります。容易でないと、やっぱり。ところが、こういうような助け合う、いわゆる自助、共助という言葉で町長お話ししましたが、とても大事なまとまりの中で、老人会という言葉は別としても、高齢者がまとまっていく姿をやはり町民に見せていきたいな。私自身ももう間もなくでございます。そういう助け合いの仕組みが、いい事例がここで示された。これを毎年1つぐらい、指定を受けるわけではないですが、出していただければなと。今年あたりはどこの地区がそういうふうになって、町が入ってくれてやっているのかなというのをちょっと知りたいな。沼尾地区は、このデータを見ますと、こういう冊子出していますよね。独り暮らし等の高齢化率、沼尾地区35%、3人に1人もう高齢者。我が地区も、私塩生ですが、まだ低いかもしれませんが、10%。ところが、30%前

後の地区ものすごくいっぱいあるのです。中には50%近くのところもあると。いわゆる
独り暮らしで高齢化という、非常に危機的な環境かなというふうに思います。ですので、
沼尾地区のモデルをこれっきりで終わらせないで、そのためには行政がリードするしか
ないのです、しばらくは。もうこういう例、実践を出したのだから、みんなできますよ
ではなくて、もう手取り足取りしないと動かない地区、そういう意識を持っている地区
が多いのではないかなと。ぜひそのリードを取っていただきたいというふうに思ってお
ります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、玉川議員のご質問にございました教育関係についてご説
明させていただきます。

G I G Aスクール構想につきましては、校内の通信ネットワーク整備ということで今
回委託料を計上させていただいて、議会等で工事請負費ということで今後計上させてい
ただくような形になります。それに伴いまして1人1台の端末機の整備ということで、
これについて国のほうで今調査、または申請まではしていないのですが、そういった
事業、1人1台配置できるような形で今進めておりますので、ご了承いただきたいとい
うふうに思います。

あとそれと、補助事業関係につきましては、国の一次補正予算、今回12日に国の第二
次補正予算ということで成立した中で、教育の関係で該当する部分につきましては積極
的に補助を活用していきたいというふうに考えております。

また、休業期間のインターネット関係、またはどういった形で行ったかということな
のですが、旭田小学校につきましては動画配信ということは実際やらないで、子供の学
び応援サイトを保護者等へ案内しながら、休業期間中実施したということです。江川小
学校さんにつきましては、新聞等でも掲載になりました。休業明け、実験動画、こうい
ったものを配信しながら、動画回数11回ほど配信しております。また、休業明けにつ
いては2本追加して13本ほど配信したということです。檜原小学校についても、実験動画
やクイズ等についても配信しているということでございます。下郷中学校につきましては、
動画配信はしないでeライブラリという教育コンテンツを保護者のほうに案内して
いるというふうな状況でございます。

不登校の関係でございますが、不登校についてはこれまで中学校のほうで2人、小学
校が1人ということでございましたが、休業明けについても不登校の人数については変
わってはおりません。これにつきましても各学校と保護者との連絡を密に取りながら、
そういった対応をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れありませんか。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、6番、玉川邦夫議員の再質問の中のオンライン学習の件につ

いてでございますが、ただいま教育長からも説明あったとおり、1人1台を目標にタブレット購入についての予算を計上して、今年度中に実施したいということだと思います。国の予算がつき次第、その事業に着手したいと。ただ、着手するばかりではなくて、現場の指導体制、それがやっぱり充実しなければ学校によって格差が出てしまうというおそれがありますので、それを何とかスムーズにいくように頑張っていたきたいと、現場には、こう思います。要するに映像授業は、最高水準の内容で最大の効果が出てくると。自分がつまずいたらつまずいた学習をいつでも復習できると、それから倍速プレーヤー機能で濃縮授業が受けられると、ホワイトボード授業が効率化するというように映像授業の効果が言われております。ぜひ取組をしていきたいと、こう考えております。

次に、文部省が提示した約150億円の対策事業費でございますが、これも教育長が説明したとおり、私が1回目に答弁したとおりの事業を推進していきたいと思っております。

3つ目の不登校の問題でございますが、やはり児童生徒と保護者と先生によるカウンセリングを十分実施していただいて、勉強に自信を持つこと、将来の夢を語ること、こういうことをぜひカウンセリングを通じて不登校にならないように指導していただきたいと私は考えております。

それから、保育所の時間延長の関係でございますが、開所の時間でございますが、先ほど答弁したとおり実施の方向で考えていきたいと。

それから、子宝祝金の給付の関係でございますが、議員がおっしゃっているとおり、当時見直したときのことも踏まえて検討させていただきたいと、ぜひ実現に向かっていきたいと、こう考えております。

次に、高齢者福祉の関係。この高齢者福祉の関係は、老人会、要するに高齢者がまとまって助け合いしていくということ、支え合いしていくことが基本でございます。地域の人たちの協力、沼尾地区以外でもそうしたモデル地区を選定しながら、町としても手助けをしていきたいと。ぜひ地域の人たちのご協力をお願いできればと思います。支え合いの心、高齢者介護の8期計画の策定につきましては、地域で見守ることができる支え合いの精神を目指した計画にしたいと、こう考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○6番（玉川邦夫君） 引き続きお願いします。以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 0時15分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子、通告に基づき質問いたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策の検証と今後の影響、課題について。2020年の春は、今までにない新型コロナウイルス感染症の脅威におびえ、春を感じながらも心

から楽しめない時期でした。2011年3月11日、東日本大震災以来の春を過ごしたのではないのでしょうか。4月7日に政府から東京、大阪など7都府県に初の緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県に拡大されました。期間は5月6日までとなり、飲食店や土産店、宿泊業は営業自粛を余儀なくされました。この間の売上げは、半減どころかゼロ%に近い事業所もありました。その後5月14日に政府は39県の緊急事態宣言を解除。翌15日には福島県でも休業要請を解除いたしました。宿泊関係では、下郷町観光公社の私へのご褒美プランや福島県民限定宿泊割引が展開され、これから頑張る地元（おらほ）の飲食店応援券などの企画が進められております。また、国のGoToキャンペーンも予定されております。しかし、以前のように観光客が完全に戻っている状況にはありません。国の持続化給付金、県の休業協力金、支援金、町の協力金などの支援はありますが、手元に入金されていないところもあるのが現状です。湯野上温泉観光協会で実施したアンケート、この状況が続けば廃業せざるを得ない時期はに、6月、1件、8月、7件、9月、2件、12月1件、令和3年1月以降、7件という回答でした。私たちは、廃業する事業所を一件も出たくない、そういう思いで頑張っております。以上のことを踏まえ、町の新型コロナウイルス感染症対策本部の立ち上げ時期、検討された内容と回数、観光入り込み数や宿泊者数の現状把握はどのようにされたのか、今後の影響と課題について町の考えをお伺いいたします。

2点目、同じコロナ関係ではございますが、国の特別定額給付金について。下郷町では、申請期限を令和2年8月14日とし、残り2か月を切りました。先日、開会のときに町長から給付率は発表されましたけれども、町での対象となる世帯、給付者数、現在の申請世帯、申請者数、現在の給付世帯、給付者数、申請に際して混乱はなかったのか、それぞれについてお伺いいたします。

3点目です。災害時の避難場所について。昨年10月12日、台風19号のときには避難指示が出され、ふれあいセンターやコミセンに町民の方々は避難されました。町民体育館は、耐震性の問題があり、利用されませんでした。今年も昨年同様の災害があるのではないかとされておりまして。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症対策も含め、慎重にならなければならないと思います。町としてどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

以上3点、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

第1点目の新型コロナウイルス感染症対策の検証と今後の影響、課題についてでございますが、町の新型インフルエンザ等対策本部の立ち上げ、時期、検討された内容と回数、観光入り込み数や宿泊者数の現状把握、今後の影響と課題についての町の考えのご質問でございますが、昨年11月に中国武漢で発生した新型コロナウイルスが世界的に感染拡大し、1月15日には日本国内の初感染が確認され、日本国内でも感染拡大の動きを受け、1月31日に下郷町新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げました。今までに11回

開催し、町基本方針の検討、感染症予防チラシの全戸配布、防災行政無線による注意喚起、公共施設の休館、主要行事の実施検討、マスク、消毒液の購入と配布、各種支援策の協議等を検討してまいりました。観光入り込み数や宿泊者数の現状把握についてでございますが、これについては例年毎月実施している観光統計調査により数字を把握しております。また、観光統計調査と併せまして、今年の1月からはキャンセル状況調査、4月から予約状況調査を実施し、キャンセルの数字と予約の数字を把握しております。今後の影響と課題についてでございますが、国内の新たな感染拡大となる第2波、第3波の影響が懸念されますが、感染症拡大の状況を見ながら対策本部会議において総合的な判断をして適切に対策を実施してまいります。

また、議員が質問の中に記載しているように、観光公社や県、国のキャンペーンが予定されており、少しは観光客が戻ってくるのではないかという見通しもありますが、これらについては一時的なものとなる可能性もあるため、継続して観光客が増加していくような対策を検討していかなければなりません。先月5月4日に政府が発表した新しい生活様式や各業界が示すコロナ対策のガイドラインがあり、観光関連事業者の皆様にはこれらに対応しながら感染抑制と経済活動の再開の両立が今後の課題となっております。さらに、観光客の入り込み、受入れについて、他地区からの拒絶反応が出る可能性もあるため、そのことを十分に踏まえながら観光客の誘客を図っていきたいと思います。

次に、大きな2点目の国の特別給付金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として全国で取組がされております。本町では5月8日からオンライン申請の受付を開始し、申請書の郵送を5月15日に行っております。町で対象となる世帯、給付者数ですが、基準日の令和2年4月27日現在で、対象世帯数2,216世帯、給付者数5,512人となっております。6月15日現在の申請状況は、2,175世帯、5,443人、受給状況は同様に6月15日現在で2,138世帯、5,378人となっており、全体の約98%は申請が終了しております。また、申請に際し混乱はなかったかのご質問ですが、申請書はいつ送られてくるのか、給付金はいつ振り込まれる予定なのかなど、問合せはありましたが、大きな混乱はなかったと聞いております。今後は、申請が終了していない約2%の方、41世帯、69名になりますが、個別に申請勧奨を実施し、受給漏れのないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな3点目の災害時の避難場所についてでございますが、昨年10月12日の台風19号においては、ふれあいセンターとコミュニティセンターに53世帯、115名の避難者がございました。町では、町民体育館については耐震不足であることから、避難場所の指定はしておりませんでした。災害時の避難場所については、昨年度下郷町地域防災計画の見直しの中で、町民の皆様方の安心、安全を確保するため、土砂災害区域等に入っている集会所等を除いた上で、指定避難所にふれあいセンター、大川ふるさと公園コミュニティセンター、旭田小学校、下郷中学校の4か所を指定しているところであります。

次に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、集団感染等を発生させないために、密閉、密集、密接の3密を回避する必要があります。1つ目には、避難所の過密対策として、自宅等の災害リスクを確認し、避難所以外の避

難方法も検討し、避難所での3密軽減に努めなければならないと考えております。2つ目には、避難所の衛生管理や避難者の健康管理の徹底を図るため、マスク、消毒液、検温器等の備蓄を行っていきたいと思います。現在避難所の備蓄品については、福島県避難所の新型コロナウイルス感染症対策強化補助金を活用し、マスク、消毒液等の衛生用品や非接触式電子検温器、パーティション等の購入を進めているところであります。万が一感染が疑われる避難者につきましては、南会津保健所と協議しながら適切な対応をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。

第1点目の今後の影響と課題についてなのですが、やはり今県のほう、こちら、公社でもそうですけれども、キャンペーンを行っていただき、宿泊予約は入ってはきているようですが、県のほうも6月1日に2万4,000泊、もうほぼあつという間に完売したそうです。10日に5万泊、それからまた、これは予備費からなのですが、今後また補正で10万泊というような県の考えも出されております。これは、国のG o T oキャンペーンのつなぎとして県のほうは考えているようです。国のG o T oキャンペーンは、まだ明らかになっていない部分もあるのですが、ただ全国の宿泊数から考えた場合、湯野上の小さな施設だけではほとんど、今宿に1件、2件予約があるかどうかというのが現状だそうです。ですから、あつという間にお客様が戻るという現状ではないようです。私たちも国、県、町からの補助金、給付金等を合わせて今何とか頑張っている状況ではあるのですが、県内向けの宿泊ですので、皆さんできれば県内、町内でお金を回すということを考えていただいて、今後もやっていっていただきたいというのが1点でございます。

宿泊数に関して、観光協会で毎月宿泊入り込み数とかやっておられるのは知っております。かなり下がっているのはもう重々承知だと思っているのですが、やはりインバウンドに関しては、確かに湯野上はそれほどどっとお客様が来ていたわけではないので、今インバウンドでお客様をとという状況ではない現状で、何とか国内の、あるいは町内、あるいは県内のお客様を入れるということがやはり一番最初なのかなと思っております。ただ、大内に関しては、今大型バスが来ていない。普通の乗用車でも、ここ一、二週間の乗用車数で大体二、三百、日曜日で500ぐらいまでしか来ていないというのが現状です。来ていただくのはありがたいのですが、やはり感染に対する恐怖というのは皆さんまだ拭えていないというのが現状です。ただ、経済を回していかなければいけないということで国は、多分19日ですか、県をまたいでの往来を許可するような形になるかと思うのですが、私たちはその中で感染しない、感染者を出さないということでやっておりますので、皆様の協力をいただきたいというのが1点です。やはり餅は餅屋と言われるように、それぞれ得意分野と言ったらいいのでしょうか、あるかと思いますので、町のほうとしての考え、それから町民、いわゆる実際に動いている我々宿泊業者

だとかも含めて、いろんな場所でいろんな意見交換をさせていただいて、いろんないい意見、考えがあればそれを取り入れていくような姿勢で臨んでいただきたいなということでございます。

それからあと、国の給付金のほうなのですけれども、ほぼ混乱はなかったようだけれども、不要ならチェックという場所があったかと思うのですが、その点にチェックするような間違いなんかはなかったのでしょうか。これだあっと見ていくと、つい何かチェックを入れたくなってしまうという話をよく聞いたのです。そういった間違いはなかったのか、その1点お伺いしたいと思います。やはり98%まで支給できているということはすごいことだなと。国内でもまだ四十数%ですから、それから考えればかなりいい、98%という数字なのかなと思っております。ただ、そういう間違いがなかったかどうか1点だけお伺いします。

それとあと最後に、災害、去年10月の台風のときには確かにすごい雨でしたし、避難という形になったのですけれども、今お伺いしたふれあいセンター、コミュニティセンター、旭田小学校、下中、これみんなこちらなのです。江川地区ほとんど入っておりません。こういった避難場所について、これだけ広い地域ですので、やはり地区ごとに考えていただきたいというのが1点でございます。今回避難するときにも、かなりの雨の中ここふれあいセンターまで来るのはすごく大変だったという話も小野地区の方からも聞きましたし、できれば江川地区に1か所、2か所欲しいなと考えます。その中で県として、県というよりも国のほうですか、まず自宅で避難できるかどうか、それから親戚、友人宅などをあらかじめ決めて避難するとか、そういう指示もされているように思うのですが、あと県の場合、民間のホテル、旅館などの活用を考えるということを出しているのですけれども、その点町のほうではお考えがあるのかお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員の再質問にお答えしたいと思います。

今後の影響について。今後の影響については、非常にあると思います。国の発表した景気予測調査、4月から6月、マイナス47.6%と言っていますけれども、これは新聞発表です。こんなものではないとは思っているのです、4月、5月、6月。やはり今後影響は非常にあると思いますけれども、新しい観光の前進、しっかりとした対策で迎えるということで、予約の入り込み数を測っていく必要があると思います。これは、町だけでできるものではないし、施設関係者、お土産関係者、あらゆる団体の下で協力していかなければ数字は戻りません。そのことをしっかりと踏まえた中で対応策を考えていきたいと思います。今後についてもご協力をお願いしたいと思います。

それから、予防の対策については、取組については今後、先ほども申しましたように、入り込みと感染予防については相反するものがございますけれども、これ以上景気が悪くなっては困ります。これは、町の重大問題でございますので、それについては理解の上、町内、町外の方に利用をお願いしたいということで、今回の補正予算に1人5,000円

の商品券の予算を計上したところでございますので、ぜひ利用していただいて活性化させていただきたいなど、こう思っております。

それから、特定給付金のチェック体制ですが、これは課長から答弁させます。

災害時の場所についてございますが、やはり県でも示したように、避難の場所については2階に上がるとか、あるいは友人宅に行くとか、あるいは施設を利用するとかということも考えられます。多分昨年度、計画の中にはそのような方法も入っているのではないかと、こう思っておりますけれども、今後とも避難所確保についてはご協力願います。なお、江川地区については非常に避難場所と距離がございます。そうした中で、やはり避難所的なものを、あるいは施設でなくても広場等を確保して災害に対応していかなければならないと、こう考えておりますので、今後とも皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員の再質問にお答えいたします。

特別定額給付金における申請書の不要欄のチェックはなかったかのご質問でございますが、こちらにつきましては、テレビまたは新聞等における注意喚起も報道されておりました。また、町民からの問合せにつきましても丁寧な説明をしてきた経緯から、チェックはなかったという形でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 再々質問ではないのですが、今町長のほうから答弁いただきました。いろんな施策もございます。私たち観光業者も、感染のおそれはあったとしても営業しなくてはならないという気持ちは同じでございますので、そういった中でやはりお互いにいろんな情報交換をしながらやっていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

あと課長も答弁ありがとうございました。不要なチェックという、本当ここの部分こそ必要でなかったのではないかなと思うぐらいの、国の政策ではございますけれども、間違いがなかったということはよかったことだと思います。

あと避難所についても、江川地区ちょっと離れておりますので、今後とも考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） これで4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号8番の星輝夫でございます。これより一般質問を行わせていただきます。なお、今回3項目ほどございまして、1つ目に、安心、安全について、2つ目に、新型コロナウイルスについて、3つ目に、防犯カメラ設置補助金について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろし

くお願いいたします。

1 番、安心、安全について。初めに、町長にとっての安心とは、また安全とは何かを伺いたいと思います。今年の1月17日に本町枝松地区において火災が発生したのはご存じでしょう。火災は、夜半まで及び、消火には大変な苦勞がありました。幸い人命に被害がなく済んだが、地区はパニック状態でありました。火災による損失は計り知れないのだ。なぜ消火に多大な時間を要したか当局は考えたのでありましようか。なぜ消火に苦勞したのかは、水の問題であったようであります。消火用の水が確保されていたのでしょうか。先日各家庭に配布された第六次下郷町総合計画概要版の住みよいまち（生活環境）には、安全・安心な地域づくりの推進という項目で、防災・防火活動の強化、消防防災組織の強化、防災訓練の充実、防犯・交通安全対策の強化とありました。災害に備え、事前に対応できる対策は万全を尽くし、実行してほしいと思いますのは誰もが同じで、本町への定住希望者がいても安全対策が未整備であれば失望を与えるのではないかと思います。そこで問いたいのは、消火栓の設置要望の声がありますが、各地区からの要望で、消火栓を求めているのは何か所の地区であるのかを伺いたいと思います。

2 番目に、新型コロナウイルスについて。新型コロナウイルスには、本町をはじめ、日本経済に深刻な影響を与えております。経済対策の一環として、国から国民1人当たり10万円給付。下郷町からも1世帯につき1万円を給付。また、生活面では、町としてマスクを1世帯に2枚配布、観光業、宿泊業や小売業へ5万円の給付を行っていただきました。ほかの町村では、マスクを1世帯に50枚を配布したり、1人当たり5万円を支給した町村もあるようでございます。本町でも他の市町村同様、今後追加で対策を講じる考えがあるのかお尋ねいたします。

3 番目、防犯カメラ設置補助金について。近年本町でも侵入窃盗での空き巣被害、車の盗難などが発生しております。駐在所におかれましては、昼夜を問わず、休日返上で犯人確保に取り組んでいただいているのであります。そんな駐在所員の保護の観点及び町民一人一人の防犯意識向上のため、町として各戸に防犯カメラ設置を呼びかけ、設置した世帯に補助金を出してはいかがでしょうか。先ほどの安心、安全と続きますけれども、町当局の答弁よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8 番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の安心、安全についてでございますが、初めに消火用の水利につきましては、議員もご存じのとおり、消防水利は消火栓、防火水槽、自然水利等ございますが、全て重要な消防水利でございます。今年の1月、枝松地区の火災では消火栓、防火水槽、自然水利である生活用水を利用して消火活動に当たりました。建物の構造もあり、消火が長時間になったため、安定した水利を確保する必要から、河川からの給水になったようであります。次に、各地区からの消火栓設置の要望か所のご質問ですが、令和2年度の行政区重点事業要望では、消火栓の新設設置について2行政区から要望がございまし

た。地区としましては、音金地区と十文字地区でございます。両地区ともこれまで要望されていましたが、担当の現地調査など、各方面から検討されておりましたが、水道本管の水圧が低いなどの理由から消火栓設置には至りませんでした。近年住宅建て替えなどにより消火用水利が取れない場所に住宅などの建物もありますので、今後は消火栓や防火水槽などの地区全体の水利等を確認するなど、町民の方々の安全、安心の確保を図っていく考えでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

2点目の新型コロナウイルスについてでございますが、本町でも新型コロナウイルス感染防止対策についての緊急的な対策として、質問にありますような対策や支援制度を先に実施したところでございます。今後は、町の基幹産業であります観光と農業についての新たな経済対策が必要であると考えております。今回の定例会にも町内循環型経済対策支援事業として、町民の方々へしめごろー商品券配布や高校生、大学生等に対する学生支援給付金などの追加経済対策予算を計上しているところであります。また、国の第二次補正予算が去る6月12日に成立し、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が総額で2兆円増額予算化されており、現在のところ当町への配分額はまだ示されておりませんが、今後も交付金を活用しながら的確に施策を講じて、町内経済の回復と安定した住民生活の維持に向けて、さらなる感染症対策、経済対策に取り組んでいく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、大きな3点目の防犯カメラ設置補助金でございますが、防犯カメラの設置は犯罪を未然に防止する観点から有効な手段の一つとされており、また犯罪が発生した場合の早期解決にも役立っているところであります。しかし、その一方、プライバシーの侵害、画像の漏えいや目的外使用をされるなどに不安を感じている住民の方もいますので、防犯カメラの設置は肖像権の保護、プライバシー保護との調和が大変重要であります。町が積極的に働きかけることは難しいところでありますので、かなり慎重に考えていく必要があると考えております。町の防犯カメラ設置に対する考え方について、子供たちの安心、安全ばかりではなく、町民一人一人の防犯意識の向上、犯罪防止など、多様な目的に効果があるものと認識しております。現在町の防犯カメラの設置状況については、全ての公共施設に未施設となっております。防犯カメラの設置補助については、県内では南相馬市、富岡町、広野町などで制度化しているようですが、今後町として個人情報保護法等のほか、地域の実情、近隣市町村での動向や専門性を有する警察署などから指導をいただきながら、総合的に検討する必要があるものと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま安心、安全について答弁もらったわけでございますけれども、あの枝松火災のときに、夜、そしてその明日現場に行きました。その明日行ったときに漠然としました。なぜならば、隣近所4軒ほど、網戸は焼けただれ、ガラスはひびが入り、そして

他機能は変形をなしておりました。あの当時町民課長だった弓田さんが一番ご存じだと思います。そこで、今回あれを救ったのは、地区の人が機転を利かせ、羽鳥から田代に流れてきている水を下げてきて、それで枝松の地区を救ったと私は思っております。それから、先ほど水道施設はある、しかし消火栓がない地区、音金、十文字と言われていたのですけれども、何とか今後の課題として対策を講じてほしいと思います。

それから、2番目の新型コロナウイルスについてでございますけれども、町当局では給付金並びに事業主に対して5万円の給付をしていただきまして、誠に厚く御礼を申し上げたいと思います。そこで、事業主に対しての給付金でございますけれども、建築関係で屋根屋さんとか、あと鉄工事屋さんとか、そういったもらっていない人が何業者もいます。そういった人は、手続をすれば今後もらえるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、3月の議会で決定しましたイベント、それから事業、中止になりました。そういった予算は、今後どのように使われていくのかお尋ねいたします。

それから、最後の防犯カメラ設置補助金についてでございますけれども、何年か前に町内の商店街、一般のうちに泥棒が入り、かなりの被害が出ました。そういった犯人が今刑務所に入っております。そして、あと何年かで出てくるそうでございます。その犯人というのは、1回入ったところにまた入るという、そういった習性があると言われておりますので、ぜひともやはりそういった観点からも、町民を守るためにも防犯カメラの設置、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、星輝夫議員の再質問についてお答えしたいと思います。

今年の1月に発生しました枝松地区の火災で被災された被災者の皆様には大変なご迷惑をおかけしまして、消火活動に遅れを取ってしまったことについて改めておわび申し上げます。鶴沼川の流水の利用については、常に施設があるわけですから、地区の人たちの安全対策はやっていただきたいと私は思います。それによって、自然水の利用によって消火活動も可能であると思います。ただ、消防における消火栓、防火水槽について、どこでどのように必要になるのか、そういうものを再度検討しなければならない。防火水利については基準で決まっております。例えば500メートル以内に消火栓をつけるとか、あるいは1キロ以内には必ず防火水槽をつくるとかというのは国の基準として示されておりますけれども、なかなかこれが実現できないというのが現状である。それは、土地の問題、地域で必要とするものについてのところについての協力がなければならないし、施設の水圧の関係によってできない可能性もあります。しかし、輝夫議員がおっしゃっているように町民が安心して安全で生活できるためには、それは必ず必要でございますので、検討をさせていただきます。

次に、コロナウイルスの給付金の関係については、担当課長から答弁させます。

それから、現在までいろいろな事業等の実施できないものについては、もう既に各課に命令をして、課長会議でその金額を出させ、今後どのようにするかについては指示し

ておりますので、その結果を踏まえて今後の予算再計上、あるいはどのように執行していくかについて考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

それから、防犯カメラの設置の要望でございますが、これは1回目で答弁したとおり、個人情報保護法の問題、プライバシーの問題もございます。安全を考えれば、それは必要かもしれませんが、そこはなかなか、県内でも3町村というような実態でございますので、その辺についてはもう少し、上部団体というか、県あるいは警察署の指導を仰ぎながら考えていかなければならないと思っておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

いわゆる休業協力金のお問合せでございますが、このたび感染の拡大防止協力金ということで、休業を余儀なくされた方々に対しまして協力金を支出させていただいておりますが、内容につきましては、いわゆる県の休業要請に基づいて休業した該当事業主さん、こちらがメインになっておりまして、いわゆる宿泊業、飲食業と一般の販売店を持つ小売業ということで、一部サービス業等も入ってはございますが、そのような内容になっておりますので、このたびの協力金の中身には、いわゆる一般事業主さんの、今おっしゃった建築業さん、屋根屋さん、鉄骨屋さんはちょっと事業者外となっておりますので、大変申し訳ないのですが、ご容赦願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 1点だけ再々質問させていただきます。

新型コロナウイルス関係について、専決処分で町長さん、副町長さん、教育長さんが自ら期末手当を、我が身を削ってまで町民のためにやるということで、大変に感謝申し上げます。そこで、ほかの町村見ますと、議員としても私も個人としてやりたいような気がいたします。それから、今回先ほど新型コロナウイルス関係で、前回も話ししましたように、臨時議会で、そのときに一般の人、何か不安というか、仕事をやってもできない、そういったために何らかの支援策を講じてくださいと言ったのですが、そこら辺は考えているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） ただいま8番、星輝夫議員から質問あった件につきましては、一般質問の項目に入っておりませんので、よろしくお願いします。

そのほかございませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 新型コロナの関係で関連していると思うのです。臨時議会開いたでしょう。あれだって新型コロナの関係でやったのでしょうか。そのことを今聞いているのです。なぜ違うのですか。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8 番、星輝夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

今後の追加支援という形にはなってくると思いますが、先ほどもありましたように二次補正の内容が今決まってまいります。内容が随時町のほうにも当然下りてくると思いますが、先ほどもありましたような農業者も関係もありますし、いろんな意味で総合的に補正の内容を確認させていただいて、今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか。

○8 番（星輝夫君） はい、ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○8 番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） それではこれで 8 番、星輝夫君の一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（小玉智和君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、1、温泉使用料について、3、事業持続化における補償について、4、新しい生活様式における設備改修と備品整備について及び産業厚生常任委員会付託の陳情第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、2、水道基本料金につきましては、先般 6 月 12 日に開催されました各常任委員会において審査を終了し、その結果について各常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。さらに、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日 18 日を議案思考のため休会としたいと思います。以上の 3 件につきましては、去る 6 月 10 日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第 1 請願・陳情

○議長（小玉智和君） これから、追加日程第 1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の

継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、1、温泉使用料について、3、事業持続化における補償について、4、新しい生活様式における設備改修と備品整備について及び産業厚生常任委員会付託の陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、2、水道料金、水道基本料金についての2件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和2年6月12日。件名、陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和2年6月12日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員はありません。

続きまして、報告申し上げます。本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和2年6月12日。件名、陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情。審査の結果、1、温泉使用料については採択すべきものと決しました。3、事業持続化における補償については採択すべきものと決しました。4、新しい生活様式における設備改修と備品整備については採択すべきものと決しました。審査日、令和2年6月12日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、産業厚生常任委員会委員長、小椋淑孝君。

○産業厚生常任委員長（小椋淑孝君） 産業厚生常任委員長の小椋淑孝でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情の審査をした結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和2年6月12日。件名、陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情。審査の結果、2、水道料金、水道基本料金について、不採択すべきものと決しました。審査日、令和2年6月12日。出席委員は、玉川邦夫君、佐藤盛雄君、星輝夫君、星和志君、湯田純朗君、そして私であります。欠席委員はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は、採択することに決定しました。

これから陳情第3号　新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、1、温泉使用料について、3、事業持続化における補償について、4、新しい生活様式における設備改修と備品整備についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって陳情第3号　新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、1、温泉使用料について、3、事業持続化における補償について、4、新しい生活様式における設備改修と備品整備についての件は、採択することに決定いたしました。

これから陳情第3号　新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の事業持続化に伴う陳情のうち、2水道料金、水道基本料金についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

追加日程第2　休会の件

○議長（小玉智和君）　追加日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日 6 月 18 日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日 18 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審査の日程は 6 月 19 日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。（午後 2 時 05 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 17 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和２年第２回下郷町議会定例会会議録第３号

招 集 年 月 日	令和２年６月１２日			
本会議の会期	令和２年６月１２日から６月１９日までの８日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和２年６月１９日	午前１０時００分	議長 小 玉 智 和
	閉会	令和２年６月１９日	午後 ３時００分	議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	１ 番	星 和 志	２ 番	小 椋 淑 孝
	３ 番	佐 藤 勤	４ 番	山名田 久美子
	５ 番	星 昌 彦	６ 番	玉 川 邦 夫
	７ 番	佐 藤 盛 雄	８ 番	星 輝 夫
	９ 番	湯 田 健 二	１０ 番	星 能 哲
	１１ 番	湯 田 純 朗	１２ 番	小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１ 番	星 和 志	２ 番	小 椋 淑 孝
	３ 番	佐 藤 勤	４ 番	山名田 久美子
	５ 番	星 昌 彦	６ 番	玉 川 邦 夫
	７ 番	佐 藤 盛 雄	８ 番	星 輝 夫
	９ 番	湯 田 健 二	１０ 番	星 能 哲
	１１ 番	湯 田 純 朗	１２ 番	小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	５ 番	星 昌 彦	６ 番	玉 川 邦 夫
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和２年第２回下郷町議会定例会議事日程（第３号）

期日：令和２年６月１９日（金）午前１０時開議

開 議

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和元年度下郷町一般会計の繰越明許費について |
| 日程第 2 | 議案第 3 1 号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 9 号 町長等の期末手当の特例に関する条例の設定について) |
| 日程第 3 | 議案第 3 2 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 4 | 議案第 3 3 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第 3 4 号 | 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 5 号 | 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 6 号 | 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 7 号 | 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 3 8 号 | 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 9 号 | 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 0 号 | 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 1 号 | 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 2 号 | 消防ポンプ自動車購入契約について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 3 号 | 下郷町観光案内施設の指定管理者の変更について |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 4 号 | 令和２年度下郷町一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 5 号 | 令和２年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 6 号 | 令和２年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 7 号 | 令和２年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 1 9 | 議員提出議案第 3 号 | 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について |

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡を申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

11番、湯田純朗君より遅参の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせします。本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

日程第1 報告第1号 令和元年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（小玉智和君） 日程第1、報告第1号 令和元年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第1号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。報告第1号 令和元年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会及び第2回臨時会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し報、告するものであります。

2ページをお開きいただきまして、民生費の保育対策総合支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策を支援する事業であります。消耗品費、備品購入費、合わせて97万円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳につきましては、全額国庫支出金、保育対策総合支援事業費補助金であります。

農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械施設の導入を支援する事業であります。補助金872万5,000円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳につきましては、全額県支出金、担い手確保・経営強化支援補助金であります。

同じく農林水産業費の成岡池に係るため池廃止事業につきましては、委託料、工事請負費、合わせて2,197万円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳、県支出金の1,800万円につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金であります。

土木費の湯野上橋に係る橋梁補修事業につきましては、令和元年度当初予算分、補正予算分2件の事業費から前金払いを除いた9,200万円を翌年度に繰り越したものであり

ます。その財源内訳、国庫支出金の5,232万5,000円につきましては防災安全交付金事業国庫補助金で、その他の3,280万円につきましては橋梁整備基金からの繰入金であります。

次に、台風19号災に係る災害復旧費であります。農林水産業施設災害復旧事業につきましては、農地4件、農業用施設3件、林道施設5件、合わせて12件の事業費から前金払いを除いた7,997万円を、公共土木施設災害復旧事業につきましては河川4件、道路5件、合わせて9件の事業費1億3,000万円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳、国庫支出金、農林水産業施設5,490万2,000円、公共土木施設6,593万6,000円につきましては災害復旧費国庫補助金で、地方債、農林水産業施設350万円、公共土木施設3,290万円につきましては補助直轄災害復旧事業債であります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づき、報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号　令和元年下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第2　議案第31号　専決処分につき承認を求めることについて

（専決第9号　町長等の期末手当の特例に関する条例の設定について）

○議長（小玉智和君）　日程第2、議案第31号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第9号　町長等の期末手当の特例に関する条例の設定について）の件を議題いたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君）　本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君）　ご説明申し上げます。

議案書3ページでございます。議案第31号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第9号　町長等の期末手当の特例に関する条例の設定について）でございますが、現下の新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢を踏まえ、本年6月支給の期末手当を町長は30%、副町長及び教育長は20%それぞれ減額するため、町長等の期末手当の特例に関する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年5月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

4ページをお開きいただきまして、町長等の期末手当の特例に関する条例であります。第1条は町長の期末手当、第2条は副町長の期末手当、第3条は教育長の期末手当

に関しそれぞれ規定をするもので、附則としましてこの条例は公布の日から施行するものであります。これにより、先ほどご説明申し上げましたとおり、町長は100分の30、副町長及び教育長は100分の20、それぞれ令和2年6月における期末手当の額を減ずるもので、予算ベースで申し上げますと、合わせて89万1,000円の減額となり、今補正に計上しておりますので、併せてお願いを申し上げます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第9号 町長等の期末手当の特例に関する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第32号 監査委員の選任について

○議長（小玉智和君） それでは、日程第3、議案第32号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により佐藤勤君の退場を求めます。

3番、佐藤勤君。

（3番 佐藤 勤君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本件につきましては、先に議案提案理由の説明がありましたので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 監査委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7 番、佐藤盛雄君。

○7 番（佐藤盛雄君） お伺いいたします。

町長、今回議会から選出する監査委員の選任につきまして議案が提出されております。今回佐藤勤君が候補になっておりますが、佐藤勤君に意思決定したのはいつなのか、またこの決定に関して町長は誰と相談したのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7 番議員にお答えしたいと思います。

決定した時期というものは、3 月の定例議会以降だと思っております。相談というのは、私のほうでどなたさんか相談するということは一切ございません、人事の件については。そういうことでございます。

○議長（小玉智和君） ほかにご質疑ございませんか。

7 番、佐藤盛雄君。

○7 番（佐藤盛雄君） 町長のただいまのご答弁ですと、3 月の定例議会等の意向ということでございますが、3 月に議会議員の改選、選挙がございました。ですから、定例議会終わってからというのは、要するに議員の構成は前の構成であった。ですので、その辺はやはり新しく構成された4 月以降に意思決定するのが私は筋だと思っている。私も3 月の選挙後、議員ではなくて民間の第三者から、要するに候補者は佐藤勤君だというようなまことしやかなうわさをお聞きしました。ですから、代表監査委員は議会外から選ぶわけですが、議会代表の監査委員というのは議会の構成から選ぶということでございますので、やはり4 月以降新しく改選された中から、議員のみんなの意見をしっかりと聞きながら、そして決定するのが筋だと思います。その辺についてお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7 番議員にお答えしますが、3 月議会終了以降ということについて述べましたから、議会選挙が終了した後だと私は思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それではこれで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例にしております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから、議案第32号 監査委員の選任についての件を採決します。

7 番、佐藤盛雄君。

○7 番（佐藤盛雄君） 議案第32号につきましては、無記名による投票による採決をお願いいたします。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) ただいま佐藤盛雄議員から無記名投票の要求がありました……
9番、湯田健二君。

○9番(湯田健二君) 今7番議員から無記名投票とございましたが、それは投票は投票でいいと思いますが、議員から選ばれたということでございまして、1名はほかからということで、2名が必要でございまして、議員の中から1人が選ばれるというのは当然でございまして、やはり円満に、今厳しい状況の中で、財政も厳しい、コロナも大変でしょうが、そういう中でその1名を選ぶに選挙というのはいかがなものかと私は思います。
以上です。

○議長(小玉智和君) それでは、先に佐藤盛雄君から無記名投票の要求がありました。
賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小玉智和君) それでは、3名以上に達しておりますので、投票表決の要求は成立いたしましたので、議案第32号 監査委員の選任についての採決は無記名投票により行います。

暫時休憩いたします。(午前10時20分)

○議長(小玉智和君) 再開いたします。(午前10時21分)

この採決につきましては、佐藤盛雄君ほか3名からの無記名投票にされたいとの要求がありましたので、無記名投票にて行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(小玉智和君) それでは、ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、佐藤盛雄君及び8番、星輝夫君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

(投票用紙配付)

○議長(小玉智和君) それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(小玉智和君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と明記の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第80条

の規定により否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。
議会事務局長。

(点呼・投票)

○議長（小玉智和君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

それでは、7番、佐藤盛雄君及び8番、星輝夫君に開票の立会いをお願いします。

これから開票を行います。

(開 票)

○議長（小玉智和君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成3票、反対6票、以上のとおり賛成少数であります。

したがって、議案第32号 監査委員の選任についての件は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（小玉智和君） それでは、佐藤勤君の入場を求めます。

3番、佐藤勤君。

(3番 佐藤 勤君 入場)

○議長（小玉智和君） それでは、申し上げます。

遅参の申出がありました11番議員、湯田純朗君が来られましたので、入室を許可します。

暫時休議します。(午前10時36分)

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。(午前10時38分)

報告いたします。議案第32号 監査委員の選任についての件は否決されましたことを報告いたします。

日程第4 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本件につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番。

○7番（佐藤盛雄君） お伺いいたします。

固定資産評価員は、定数3名と決まっております。1名の方が1月の下旬頃に辞任したと伺っております。地方税法の中の固定資産評価審査委員の選任につきまして調べてまいりました。その中で第423条の第4項に「市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない」と明記されております。ですから、1月から約5か月経過してやっと6月定例議会に出す、ちょっとやっぱり遅きに失していると私は感じます。また、議会の閉会中でありますと町長の専決事項で議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができるかと銘打っております。また、その場合はその直近に開かれた議会に報告する義務があるということでございますので、やはりこの議案の中身ではなくて、要するに今になって出すということは、町長、ちょっと遅かったではないかと思っております。町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員にお答えしますが、3月の定例議会終わって、3月の議会議員の改選がございましたので、その改選後に判断をするべきだろうということで、6月の定例議会に提出することが一番いいのではないかと判断でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今ほどの町長の答弁によりますと、新しく改選された議会に諮るということでございますが、この地方税法の中には遅滞なく選ぶべきだと書いてあります。ですから、5か月のブランクあるということは相当な遅滞が生じたということでありますので、やはり3月の定例議会、あるいは4月3日の初議会、あるいは5月15日の臨時議会、3回の議会が開催された。そこに諮る機会があったわけです。ですから、そこにやっぱり図るべきだと私は考えております。もう一度、町長、そういう3回のチャンスがあったのにかけなかったという、それに対してご答弁をお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（星學君） 7番議員の質問にお答えしますが、3回と言っていますけれども、臨時議会だとかそういうことにつきましては、コロナ対策の臨時議会でございます。

人事案件を出すということは私は考えていなかった。いずれにしても固定資産評価委員につきましては、人選に人選を重ねてきましたけれども、町の事業と、それから町の事業でないものの区分けの仕方をはっきりとしないと、これは人選に苦慮する問題でございますので、その辺を考慮して6月の定例議会にいたしました。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 答弁2回までですから。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 人事案件、反対するわけではないのですが、私も町長にお伺いしたいのが、1月21日に前任者が辞表を提出しております。それで、今回新しく星達生氏が選ばれる間、本当にこの長い間に固定資産評価審査委員会が開かれなかったからよかったのかなとちょっと内心思うのですが、この固定評価審査委員会がもし開催しなければならない状況になった場合のことなどは考えていたのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君、答弁を求めます。

○町長（星學君） 2番、小椋議員のご質問にお答えしますけれども、私がこの人事案件を6月にしたということは、あくまでも議会の改選時期の新しい議員に選んでいただくということと、それから臨時議会についてはコロナ対策一本に絞っていこうというようなことで考えていました。

それから、評価委員については年1回の開催でございまして、3名おりますから、1名が欠員したとしても会議は開かれます。

それから、今まで過去に税の問題で、評価委員会の提案事項について税を見直すとか、町民からの異議があったとかということは一切ございませんので、3名のうち2名がいれば会議は開かれるという考えの下で、やはり新しい改選の議員の皆さんから、定例会で出すのが筋であろうということで判断して6月にいたしました。

また、事業を抱えている人、事業を役場と契約するとかということになるとこの評価委員の選任についてはいろいろな制約がございますので、その辺を考えながら、時間がかかってしまったということだと思います。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 町長のご意見、3月議員選挙が終わって改選してからというのは分かりました。ただ、先ほど7番議員もおっしゃったように、遅滞なく指名しなければならないと地方税法にうたっている。私もその辺ちょっと見ましたので、あくまでやはりそういう2人いるからいいとかでなくて、私言いたいのは、前任者が委員長でありましたものですから、委員長がいらないのに誰が集めるのだという、ちょっと責任感の問題もあるのかなと。そういう場合に、やはり市町村長が遅滞なく責任者を欠員が出た場合に選任するというふうにうたっているものですから、町長としてその辺の責任が少し遅か

ったのかなというふうに思っておりますので、その辺は今後こういうことがあるのかも
しれませんので、注意していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ご意見は承っておきますけれども、委員長が欠員になっています。評価
委員については副委員長がおりますので、そこで招集もかけますし、3名のうち2名で
すから、過半数になっていますから、それは会議は開けます。そんなことで、あとは一
番人選に苦勞するのは、地区から1人ずつ選んでいるわけですから、その中で町の事業
と関わりのある方でない方ということを選定するにはちょっと時間かかりました。これ
が一つの原因だと思います。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 2番、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） 大丈夫です。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。した
がいまして、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたし
ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は原案の
とおり可決されました。

ここで、2番、小椋淑孝君より一時退席を求められておりますので、これを許可しま
す。

日程第5 議案第34号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第34号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設
定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは、説明させていただきます。

議案書7ページを御覧ください。議案第34号 下郷町税条例等の一部を改正する条例
の設定についてでございますが、説明をいたします。今回の改正は、地方税法の一部を
改正する法律等の改正が令和2年度中に改正され、同様に年度中に公布されることから、
併せて町条例を改正するものであります。

なお、改正内容の主なものにつきまして説明いたします。新旧対照表により説明いた

しますので、御覧ください。

まず、1 ページを御覧ください。個人の町民税の非課税の範囲、第24条第1項第2号ですが、所得控除に係る寡婦控除についての改正になりますが、女性と男性の寡婦につきまして区別があった現行の控除につきまして、全ての独り親として公平性を保つための改正でございます。

次に、所得控除の第34条の2につきましても同様に独り親を追加するための改正となります。町民税の申告の第36条の2につきましては、独り親としたことによる項番の変更の改正となります。

次に、2 ページを御覧ください。たばこ税の課税標準、第94条第2項につきましては、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ0.7本に換算するものとしておりまして、これは軽量の葉巻たばこにつきまして、紙巻きたばこ1本と同等とするとした改正となっております。

同条第4項につきましては、第2項にただし書と規定しておりますので、ただし書以外、葉巻たばこ1本当たり0.7グラム以上のたばことして規定するものでございます。

次に、延滞金の割合等の特例、第3条の2につきましては、特例の猶予等の延滞金の割合等が令和3年以後それぞれ引き下げられることなどを踏まえまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合と下線部分が文言等の変更による改正となっております。

次に、3 ページを御覧ください。納期限の延長に係る延滞金の特例、第4条につきましては前条の第3条の2第2項についての文言の改正により同様に改正するものであります。

また、4 ページですが、読替規定、第10条におきましては、固定資産税での生産性向上特別措置法に基づく特例措置として規定したものについて期間を2年間延長することと、さらに事業用家屋等構築物を追加するものであります。

第10条の2第28項につきましては、前条の10条で定める市町村で定める割合を規定する条文を追加するものでございます。

次に、軽自動車税の環境性能割の非課税、第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割1%分を非課税とする軽減特例措置を6か月延長しまして、令和3年3月31日までに取得した者を対象とするとした改正になっております。現行は、令和2年9月30日まででございました。

次に、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条ですが、土地基本法の一部改正によりまして、土地区画整理事業等の地区内土地等の譲渡による条項分の追加での改正となります。

また、5 ページを御覧ください。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第17条の2の第3項につきましても同様に項番の改正によるものとなっております。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等、第24条におきましては、現在実施しております徴税関係の徴収猶予であります。現行のやむを得ない事由により納付ができない場合とした徴収猶予について該当させて行っております。

が、事務手続の規定を追加し、より細分化した徴収猶予制度としております。

次に、6 ページを御覧ください。附則第10条及び第10条の2につきましては、さきに説明しました読替規定の第10条の法附則の追加による条番の改正によるものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例、第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等の中止により参加料や入場料等の払戻しを請求する権利を放棄した場合に寄附金を支出したものとしてみなし、寄附金税額控除を受けられるとしての改正となります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、第26条につきましては感染症による影響で令和2年12月末日までに入居できなかった場合でも控除の適用を令和16年まで延長できるとするための改正となっております。1年延長となっております。

次に、7 ページを御覧ください。納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金、第19条の下線部分では、法人税法に規定する申告書の区分の変更による項番の変更と文言の改正となっております。年当たりの割合の基礎となる日数の第20条ですが、ちょっと飛びますが、14ページにあります第52条第4項につきましては削除となりますので、同様に削除する改正となります。

町民税の納税義務者、第23条ですが、8 ページを御覧ください。以下の条文を統一した収益事業とする文言の追加と均等割の税率の第31条につきましては、法人税で区分されております資本金の額による変更として同様に区分の変更となります。

また、次に9 ページですが、第3項及び法人の町民税の申告納付、次の10ページ、第48条ですが、下線部分ですが、法人の均等割に連結した法人割でなく、グループ通算制度と算定したことによる改正と。それにつきましては、13ページ中段までが文言と項番の改正によるものでございます。

少し飛びますが、13ページを御覧ください。法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、第50条の第2項の下線部分につきましても同様に項番の改正によるものです。

次に、14ページを御覧ください。法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第52条におきましても、連結した法人税とした内容を削除する改正となっております。

次に、15ページを御覧ください。たばこ税の課税標準、第94条の第2項につきましては、先ほど2ページのたばこ税の課税標準の改正でも申し上げました1本0.7グラム未満の軽量葉巻たばこを紙巻きたばこ1本に換算するとした改正となっております。

次に、延滞金の割合等の特例、第3条の2につきましては、先ほど申し上げましたが、14ページにあります第52条の第4項を削除したことによりまして同じく改正するものでございます。

最後になりますが、16ページの附則第1条につきましては、元号の改正により改正するものでございます。

ちょっと早くなりましたが、以上、税務課所管の条例改正についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君）　ちょっと教えてください。

1 ページの前の条例の寡婦または寡夫と、これが寡婦または独り親と。ということは、夫のほうは入らなくなってしまうのですか。

それと、これ独り親って何人ぐらいいらっしゃるのですか。もし分かったら教えてください。

それから、2 ページの第94条に関するたばこの1 本当たり0.7本に換算すると。これによってたばこ消費税がどのくらい落ち込むのか。町の財源対策って結構重要なものですから、当然下がるわけですから、どのくらい下がるのか教えてください。

以上です。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君）　ただいま11番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

まず、寡婦につきましてですが、こちらは全ての独り親としておりまして、夫、妻ということは関係なく、全ての独り親としておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、たばこ税の落ち込みということでございますが、こちらにつきましても毎年たばこ税につきましては落ちてございます。ただ、たばこ税につきましては、消費税、それからたばこ税本体の税金も上がっていることもありまして、さらに売上げは落ちているという状況もありまして、推定どのくらい落ち込むのか、どのくらい上がるのかということにつきましては、今現在ちょっと判断できないような状況になってございます。申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　いいですか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君）　今現在コロナもあるし、いろいろありますから、去年の数字で何ぼくらい落ちるのですか、もし分かったら、参考的に。今はまだ進行中だから、去年の範囲の数字でこのぐらいというふうに、もし分かれば。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君）　それでは、どのくらい落ちているかと申しますと、こちらにつきましては軽量の0.7グラム未満の葉巻たばこということでございまして、それに限定されたものでございますので、落ち込みとかそういったものについてはあまり影響がないというふうに考えております。

○議長（小玉智和君）　答弁漏れは。11番、いいですか。

○11番（湯田純朗君）　はい。

○議長（小玉智和君）　それでは、そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これから議案第34号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時05分）

○議長（小玉智和君） 再開します。（午前11時15分）

お知らせします。議場内が非常に気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第6 議案第35号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第35号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案についての議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書14ページをお開きいただきたいと思います。
議案第35号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等に係る情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、令和2年5月25日付で個人番号通知カードが廃止され、通知カードの再発行の事務がなくなりましたことにより、当該通知カードにかかる交付手数料を定める規定を削除する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の17ページ、御覧になっていただきたいと思います。改正後の欄のとおり、第2条第1項第21号を削除しております。

そして、附則で公布の日から施行となります。

以上で説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第7、議案第36号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案についての議案の説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは、議案書15ページ、議案第36号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、こちらにつきましては新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の18ページを御覧ください。こちらにつきましては、過疎地域における課税免除の第3条中の平成31年3月31日までの期間とされておりましたが、令和3年3月31日に改めるとして改正するものでございます。この改正につきましては、特別措置法の改正によりまして2年間の延長をするものでございます。

内容としましては、取得価格の合計が2,700万円を超えるものにつきまして土地家屋一部償却資産が該当しまして、固定資産税が課されることとなった年度から3年間の課税免除となる制度でございます。

以上、議案第36号についての説明でございました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第8、議案第37号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案についての議案の説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者(只浦孝行君) それでは、議案書の17ページ、議案第37号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についてを、こちらも新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の19ページを御覧ください。書面審理の第6条第2項ですが、情報通信技術の利用に関する法律等の一部が改正されましたことに伴います条例の改正となります。先ほど町民課長より手数料条例でありました、具体的には行政運営の簡素化と効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関するものでありまして、引用する法律の題名が変わったことによる条項と文言の改正となっております。

以上、議案第37号についての説明でございました。よろしくお願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) お伺いいたします。

この文言、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、文言ですと概念的な問題でございまして、具体的に行政においてどのような行政でこの技術を利用して、そして行政事務に活用するのか、具体的なことを言ってもらわないとなかなか理解しづらいということで、分かる範囲内でお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長(小玉智和君) 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えします。

こちらにつきましては、下郷町の固定資産評価審査委員会の条例にもございまして、書面審理ということで、こちらにつきましては情報通信技術利用法ということで、電子情報処理組織を使用して提出された場合ということで、それにつきまして事務の簡素化、それから効率化ということで、それらを利用して審査をするという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番議員、いいですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 事務の簡素化、効率化ということで答弁いただきましたが、この情報は国の総務省から来るのか、どこからそういう情報を提供されて、具体的にどのような手段で来るのか。そして、それをどういうふうに活用するのか。具体的な事務分野、どういうふうに活用するのかと。簡素化、効率化というのは、確かにメールで来ます。あとペーパーレスですので、それを今度は落として、具体的なこと申し上げていただかないと、目に見えないですので、今申し上げたこと分ければ教えていただきたいと。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 佐藤盛雄議員からの質問にお答えしますが、今ほどの手数料条例にもございまして、そちらと同じように取り扱うということで認識をしております。具体的な内容につきましては、書面審理の中での情報通信技術ということになってございます。今回につきましては、例題の変更ということでの改正ということになってございまして、具体的にはちょっと今の段階では、申し訳ありませんが、具体的なところは……。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員の質問は誠にもっともですが、その情報は総務省から通達来ますから、その改正になります。固定資産税は、要するに基準値が決まっています、それに基づいて項2、中心地からこう入って、その評価額で課税していると。価額については、1点1点品物から基準表を見てやっていっている。ですから、この法律の改正によって通信技術網が発達した中で運営していくということだと思いますから、了解してください。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今ほどの町長からの答弁が的確で、理解しました。ですから、機関事務委任立法ですので、国が要するに決めた法律行為が上から下りてくるということ。今までペーパーで来たものを情報で来る。そして、それを利用して下郷の情報を入力して、そして活用するということの理解でよろしいですね。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第38号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第9、議案第38号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案についての議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。
議案第38号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先月の5月15日の臨時議会で福島県後期高齢者広域連合関連の条例を改正しましたときご説明申し上げました、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染した疑いがある場合に対しまして傷病手当を支給するための改正でございます。

それでは、新旧対照表の20ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表の20ページの改正後の欄でご説明申し上げたいと思います。まず、附則の第3項は、支給対象者と対象期間等について規定したものでございます。支給対象者は、給与等の支払いを受けている被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した者、発熱等により感染が疑われる者で、支給の対象期間はその療養のため仕事を休んだ日が連続して4日以上で、4日目から傷病手当が支給されます。それで、最初の3日間については支給されません。

次の第4項では、支給額について規定しております。直近3か月の給与収入を勤務日数で割り、1日当たりの給与額を求めまして、その額に3分の2を掛けまして1日当たりの傷病手当金を算出するようになります。それで、ただし書で一応上限が決められておりまして、1日当たり上限が3万887円になります。

5項では、支給期間ということで、1年6か月までということで規定しております。

続いて、6項、7項、8項につきましては、休んでいる間会社からもらえる手当が傷病手当よりも多くもらえる場合は支給されないようになっておりますし、会社からもらえる手当が傷病手当金より少ない場合はその差額を国民健康保険のほうから支給するようになっておりまして、この第6項、7項、8項につきましては傷病手当金と給与との調整を規定したものでございます。

なお、附則によりまして、施行期日につきましては公布の日としまして、傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間ということになります。国では9月30日までということが示されておりますので、規則で一応9月30日までということと考えております。

以上、国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げました。

なお、今回の条例の改正につきましては、去る5月29日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えて、説明とさせていただきます。審議よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第10、議案第39号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案についての議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長(渡部浩市君) それでは、議案第39号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願いたいと思います。併せて新旧対照表の22ページをお開き願いたいと思います。この保険税の条例の改正は、土地基本法の一部改正に伴い、租税特別措置法の改正により低未利用地を譲渡した場合、長期譲渡所得が500万円以下の譲渡であれば特別控除として100万円ができるというものでございまして、これが租税特別措置法の条文で法第35条の3として追加されましたことに伴いまして地方税法の一部改正も行われ、所要の条文整備を行うものであります。

それで、附則でこの条例は土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる施行日ということで、4月1日が施行日でありますので、令和3年1月1日からの施行となります。

なお、今回の保険税条例の改正につきましても、去る5月29日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えて説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第40号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第11、議案第40号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本案についての議案の説明を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。議案第40号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、消費税率引上げを踏まえた介護保険法施行例の一部改正に伴いまして、低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化のため、下郷町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国の社会保障と税の一体改革によりまして、消費税引上げによる増収分は全て社会保障充実の財源に充てることとされております。昨年10月の消費税率10%への引上げに伴い、低所得者の令和元年度の介護保険料の軽減が10月から翌年3月までの半年分として実施されました。令和2年度の介護保険料においても低所得者の介護保険料の軽減が実施されることに伴い、4月からの1年分を消費税率10%の満年度化として保険料軽減の完全実施を行うものでございます。介護保険料の軽減対象者は、本条例の第3条第1項第1号の第1段階、同項第2号の第2段階、同項第3号の第3段階までの住民税非課税世帯の第1号被保険者であります。また、軽減適用期間が昨年の半年分から今年の1年分に適用されることから軽減率も改定となり、介護保険料をさらに減額するものでございます。

それでは、議案書の25ページと新旧対照表の23ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、初めに第3条の第2項につきましては第1段階の低所得者ですが、今回の軽減率の改定が令和2年度分の保険料から適用されますことから、下線部分の平成31年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に適用年度を改めるとともに、軽減率の改定により第1段階の保険料を2万7,900円から2万2,320円に改めるものでございます。

次に、第3項の対象者は第2段階の低所得者ですが、第2項と同様に下線部分の平成31年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に適用年度を改めるとともに、準用する第2項の保健料を2万7,900円から2万2,320円に改め、準用により読み替える第2段階の保険料を4万6,500円から3万7,200円に改めるものでございます。

次に、第4項の対象者は第3段階の低所得者ですが、第2項と同様に下線部分の平成31年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に適用年度を改めるとともに、準用する第2項の保険料を2万7,900円から2万2,320円に改め、準用により読み替える第3段階の保険料を5万3,940円から5万2,080円に改めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件
を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第41号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負契約について

○議長(小玉智和君) 日程第12、議案第41号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負契約につい
ての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、本案についての説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長(猪股朋弘君) 私のほうの説明の前に、あらかじめお手元に配付してございま
す資料、A3、1枚の資料になりますが、そちらのほうに一部ちょっと訂正がございま
したので、お知らせ申し上げます。

向かって左下側の補修対策一覧表、上部工補修の下から2番目、支承の「鋼部材塗装
塗替工(Rc—I塗装系)」となつてございますが、これ「Rc—Ⅲ」、ギリシャ数字
の「Ⅲ」ということで訂正願います。

それでは、私のほうより説明申し上げます。議案書の26ページでございます。上程さ
せていただきました橋梁補修工事(湯野上橋)請負契約につきましては、去る5月29日
に6者による指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会
社、代表取締役、浅沼秀俊が2億6,400万円で落札いたしました。

こちらの橋の規模は、車道幅6.5メートル、歩道幅2.0メートル、橋長139.2メートル、
20トン荷重の橋梁でございます。

主な工事内容といたしまして、桁下面の補修として上部工塗装、床版下面補修、足場
設置撤去工でありまして、お手元に配付いたしました資料の引き出し部の赤塗り潰し箇
所でございます。なお、仮設工である足場工の着色はございません。

なお、湯野上橋につきましては、昭和59年に供用、既に35年が経過して各部材等に劣
化や損傷が確認されておりますので、下郷町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の延
命化により歩行者や通行車両の安全を図るもので、昨年度より補修工事を実施しており
ます。

契約工期につきましては、令和３年３月31日までを予定しております。

地方自治法第96条第１項第５号の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

８番、星輝夫君。

○８番（星輝夫君）　８番の星でございますけれども、昨年１１月に所管の現地調査を行いました。あのときに担当職員が、ボルトが入荷しないので工事をストップするしかないと言っていたのですが、その後入荷してボルトを取り付けたのかどうか、その１点だけお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　ただいまの８番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

入荷が遅れておりました資材につきましては、入荷済みとなっており、今補強関係に関する資材のほうの取付け工を実施してございます。繰越しをいたしまして、今早めの竣工を目指して努力している最中でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君）　そのほかございませんか。

１番、星和志君。

○１番（星和志君）　質問させていただきます。

歩行者、通行者の安全とありましたが、アーチ部分が冬期間凍結した場合ですが、その落下に対する対策とかはされているのでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　１番、星和志議員の質問にお答えいたします。

今年度の工事において、アーチ部分に関する補修については入ってございません。来年度以降になりますが、今までですと車両に積雪となった雪が落ちてという事故が１度ございました。そのときの落雪の対応の管理ということでさせていただいたのですけれども、来年度の工事に向けてその辺も含めたことを踏まえて発注という形を取らせていただきたいと思いますので、来年度という形になりますから、そのときにまたよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　星和志君、いいですか。

○１番（星和志君）　はい、了解しました。

○議長（小玉智和君）　そのほかございませんか。

３番、佐藤勤君。

○３番（佐藤勤君）　それでは、１つだけ、よろしくお願いいたします。

昨年のＲ１のほうで下部工の主要部分が大部分終わりました、その中ではＡ１とかＡ２

の橋台がありました。そのひび割れの度合いはどの程度だったのか、分かれば教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの3番、佐藤勤議員の質問にお答えいたします。

具体的な数値というの今手元にございまして、昨年度の年度内の仕事の中で下部工、橋台ですとかのひび割れについては修繕もう終わってございまして、今の年度を越した段階で、先ほど申しましたように補強材、要は落橋に対する資材になってきますけれども、そちらのほうの資材についてやってございます。どの程度となりますと、数字は今のところちょっと出せませんので、すみませんけれども、申し訳ありませんが、これをお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午になりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

ご質疑そのほかございませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ご質問申し上げます。

昨年の繰越明許費が9,200万円、今鋭意工事進んでいるということで、入らなかった部材関係も入っているということで、これから工事が竣工するのだと思っております。本年の2億6,400万円の工事費の中で、今年はコロナウイルス関係の騒ぎで多くの工場等が工場の稼働を中止しているということで、今後いろいろな資材、部材関係の入荷が遅れる可能性があるということでございますが、まずその心配がないかどうか。

それから、もう一つは、高規格の南道路の工事が竣工しております。今白岩のトンネルが始まっておりますが、今後田代―白岩間のトンネル工事が着工になった場合、通行車両がかなり多くなってくると想定されます。その中で、これの工事車両の円滑な交通、それと通学者あるいは地域住民の足の確保の安全性、そういったものに対する配慮というのはどのように考えているのか。まずこの点をお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいま7番の佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

資材入荷の遅れに対する、昨年度特殊資材ということもございまして、なかなか工場製品のほうが間に合わないということで繰越しという状態にさせていただいたわけなのですが、今回2年度に発注しました工事につきましては、そういった特殊な資材というのは特に使う予定はございません。かなり量的に使われるとするのであれば、塗装に係る塗料が主たるものになるかと思しますので、そちらに関しましては資材の入荷の遅れというのは特にないということで聞き及んでおります。

続きまして、会津縦貫の工事との絡みということで、交通の安全性ということになりますが、当然今までトンネル工事等で車両通行、多く通るという形になりますが、当然通行につきましては安全性を踏まえた上での通行をしていただくというような形を考え

てございます。直接通行量が増える、増えないということにつきますと、相手方の工事ということにもなりますので、そちらとの調整を踏まえた上で工事を進めていきたいなという考えでございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れありませんか。

それでは、そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についての件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩します。（午後 0時00分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

日程第13 議案第42号 消防ポンプ自動車購入契約について

○議長（小玉智和君） 日程第13、議案第42号 消防ポンプ自動車購入契約についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） 私からは議案第42号 消防ポンプ自動車購入契約についてご説明申し上げます。

議案書27ページをお開きいただきたいと思います。第2分団第5部刈林班に配備するものでございます。刈林班の現在配置のポンプ車につきましては、平成9年8月の登録でございます。22年経過し、更新時期に来ていることから今回更新をお願いするものでございます。

新たに購入する車種につきましては、トヨタダイナ、ダブルキャブ4WD、寒冷地仕様、ディーゼルエンジンマニュアル車でございます。

去る5月18日、3者による指名競争入札の結果、会津若松市の会津消防用品株式会社、

代表取締役、佐瀬良一が2,230万8,000円で落札いたしましたので、町と落札業者の間で本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものでございます。

納期につきましては、令和3年3月15日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君）　この契約については、基本的には私は反対しませんが、これに関して消防車購入の関係で今どこでも、どの班でもどの部でも消防団員が減っているというような状況の中で、私がいた頃、部から班にして、最終的にはなくなったときに1つの部でできるようにというふうにその頃改革したのですけれども、これ例えば倉村、檜原、そういうような大枠で、その都度、その都度各分団、班のポンプ車買っていたのでは、なかなか容易ではないかなと思います。これは提言ですけれども、そしてやっぱりこれからもどんどん、どんどん消防団が縮小していくという中で再編成が必要ではないのかなということをちょっと課長にお聞きします。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君）　消防団員が減っていく中での再編はあるかということでございますが、なお消防団等の協議を踏まえ、これから検討していきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　11番、いいですか。

○11番（湯田純朗君）　はい、結構です。

○議長（小玉智和君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号　消防ポンプ自動車購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第43号　下郷町観光案内施設の指定管理者の変更について

○議長（小玉智和君）　日程第14、議案第43号　下郷町観光案内施設の指定管理者の変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本案についての議案の説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） それでは、議案第43号 下郷町観光案内施設の指定管理の変更についてということでご説明させていただきます。

28ページをお開きください。こちらの観光案内施設につきましては、大内宿の駐車場にございます観光案内施設でございます。このたび指定管理者の名称及び代表者が大内区の区長、佐藤節雄から一般財団法人大内宿保存整備財団、代表理事、只浦豊次に替わりましたので、議会の承認が必要でございますので、ご提案させていただいているところでございます。

若干経緯についてご説明させていただきたいと思います。大内区さんとは、昨年の平成31年3月の議会におきまして指定管理者ということで既にご議決いただいているところでございます。昨年の4月1日からは、基本協定書ということで4月1日から令和6年の3月31日までということで既に締結しているところでございます。名称につきましては大内宿観光案内所でございます。その後、昨年の11月に区のほうから財団設立の意向がございまして、指定管理の権利についてということで町に協議がございました。町のほうでは、協議書につきましては既に同意しているというようなところでございます。そんな中で、この4月1日に大内区では一般財団法人大内宿保存整備財団を設立いたしまして、5月11日に同財団より町に指定管理者に関わる申請書ということで改めて提出がございました。これを受けまして、5月25日、6月1日と、それぞれ選定委員会を開催させていただきまして、選定の結果、大内宿保存整備財団ということで選定いたしましたので、このたびのご提案という形になってございます。

なお、その他の内容、あと期間等は引き続き令和6年3月31日までと同じくとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今の説明で大体分かりましたけれども、この大内宿保存整備財団というのは基本的にその他の業務はどんな業務の内容なのか。観光案内所だけなのか、ほかにもろもろあるのか、そこら辺お聞きします。

○議長（小玉智和君） 教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私のほうから、財団が設立されたということで、そういった事業の内容についてちょっと説明させていただきます。

収益事業といたしましては、これまでどおり駐車場の運営、観光案内所の運営、また新たに商品開発ということでお土産またはツアーを企画等々しまして、その販売等も含まれております。また、公益事業ということで特定物件の修理事業ということで、茅

葺き屋根のふき替え事業に対する助成等、あと非特定物件の修景事業に対する助成ということで、これは保存促進を目的とした事業ということで行われるような形になります。あと里山景観の保全事業に対する助成というような事業内容になっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、いいですか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今教育長から茅葺き屋根云々とありましたが、これについて、個人のうちで茅葺きやった場合、ふき替えした場合に、今までどおりではなくて、今度この財団を通して国の補助金等の措置がいくということではないですか。違いますか。ちょっとそこら辺の関係をお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 補助事業分につきましては、これまでどおり町のほうに申請をいただいて、国庫補助の申請、あとは町、県という形になりますが、大内のほうでこの財団で助成する事業につきましては、保存促進という形でその補助残の部分をこの財団からも補助をするというような仕組みになっております。そういった一つのルールづくりをしながら、財団のほうでルールづくりしながら保存の促進に当たっていくというような形になってくるかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） いいですか、11番。

○11番（湯田純朗君） はい、了解。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お伺いいたします。

大内地区の区長、佐藤節雄夫より新しくできた財団に名称を変更するということでございますが、要するに大内区と今回できた財団法人はイコールではないですね。やはり新しくできた財団法人は、要するに法人格で別人格なのです。ですから、私は一旦大内区との指定管理を打ち切って、新たに一般財団法人大内宿保存整備財団と契約するというのが、要するに民法上の契約行為となればやはりそれが本当だと思いますと私は考えます。要するに法人人格と区は別なのですから、民法上の契約行為、そこはやっぱりきちっと考えるべきでなかったのかなと思っております。

それから、今回大内区から財団法人に移行する場合、大内区から財団に業務継承の覚書、きちっとこういう事業をやって、これを大内区でやっていたものを財団にその内容を譲渡します、権限を移譲しますというようなことのそういう契約も私は必要だと思っております。その件に関しましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在まで大内区ということでこちらの観光案内施設、長年にわたり管理していただい

たというような内容でございます。当然財団という形に名称が変わってはまいります、管理の中身については内容的には同じということで伺ってございます。なお、今後ご承認いただきましたら、内容についてはよく精査いたしまして、一般財団へ事務を譲渡するというような話になってくると思いますが、その際につきましては引継ぎの事務を怠らないように、なお明確にさせていただくように財団のほうとは協議を進めて締結させていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 心情的には、要するにイコールに考えられます。それは、業務内容、今お伺いした内容で当然同じ業務を継承しているということは分かります。しかし、一般財団法人と大内区は別人格だということの認識が不足している。ですから、本来ならば新たにこの財団と指定管理の契約をしなければならない。それで、大内区との契約を廃棄して新しく財団と契約する、これが契約上の手法としてはそれが正しいのではないかと私は思っております。

それから、要するに大内区から財団に契約変更した場合に、大内区がやっている今までの業務を財団に事業を継承しますという覚書、やっぱり一応文面上のそういうものが必要になってくると私は考えている。ですから、課長、きちっと本来ならば議会に提出する前にそういう覚書、事業継承覚書、こういうものを提出してもらって我々に配付するのが筋かと思います。事後になります、そういうものは今後きちっとやっぱり指導していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁はいいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 言ってもしょうがないから。

○議長（小玉智和君） 要望ね。

○7番（佐藤盛雄君） 要望します。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、私のほうから今ご質問ございました前段の部分の今回の議案の提案の内容についてご説明を申し上げます。

指定管理者の指定につきましては、これ当然議会の議決事項となってございます。これに基づきまして、平成31年の第1回定例会におきまして、指定管理者の指定についてということでこの大内宿観光案内施設についてご議決をいただいたところでございます。この際の議決事項といたしましては、1つとして、公の施設の名称、大内宿観光案内施設。2つ目といたしまして、指定管理者となる団体の名称、大内区。3つ目としまして、指定期間としまして平成31年の4月1日から平成36年の3月31日までということでご議決をいただいております。今定例会でご提案申し上げます本議案につきましては、先ほど総合政策課長からご説明ありましたとおり、平成31年に議決をいただいております3つの項目のうち2つ目の項目、指定管理者となる団体の名称、こちらの変更をお願いしたいということでご提案申し上げている内容でございます1つ目と3つ目、申

し上げました施設の名称、そして指定期間については変更はなく、2番についてのみ変更をお願いしたいということで議決内容の一部変更という意味でございますが、そのような意味でご提案申し上げている内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、覚書等々のご質問もございましたが、その辺につきましては所管のほうからもう一度お答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 代わりまして、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回のご提案についての内容につきましては、今ほど説明あったとおりです。あと実際指定管理の新たな締結となりますと、実際の契約上というような話になりますが、手続の上では新たな財団との新たな締結というふうになってまいりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

なお、昨年の協議いただいた段階で区のほうとも、また観光案内施設の機能を十分に発揮できるような体制を整えることでありますとか、観光客の安心、安全な対策に万全を期すことでありますとか、事務室引継ぎについては怠らないことというような中身で合意はさせていただいています。この中でまた覚書等も必要であれば協議の上作成していきたいと考えておりますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今総務課長がおっしゃった第3点の要するに名称の変更、果たして名称の変更だけでいいのか。要するに大内区と財団法人は別人格なのです。それをイコールに考えるという、こっちからこっちに名前を変えるだけでは本来ならいけませんよという私の主張なのです。やることに對して異議はないのですけれども、手続上の問題で、そういったことを踏まえてやるべきではなかったのかと思っております。ですから、今後の指導、さっき言った覚書関係も、必要であればって、それは必要なのですよ、別なのです。ただ口頭でやる問題ではないのです。ですから、大内区で請け負っていた指定管理の内容で、今度新しい財団にこの件の関係に関しましては業務譲渡、業務移行で財団に移行しますということの覚書、きちっとしたそういうものをつくっていくべき。普通ならば、民間だったらそういう契約書交わして名称変更やるのです、あるいは定款の変更、登記の変更と。そういうことです。

以上です。

○議長（小玉智和君） そのほか答弁漏れはございませんか。

そのほかご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 下郷町観光案内施設の指定管理者の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第44号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第4号)

日程第16 議案第45号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第46号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第47号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(小玉智和君) この際、日程第15、議案第44号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第4号)、日程第16、議案第45号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第17、議案第46号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第18、議案第47号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の4件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 先ほど一時退席しました2番議員、小椋淑孝君が戻りましたので、入室を許可いたします。

それでは、本案について議案の説明を求めます。議案第44号につきましては総務課長、室井哲君、議案第45号につきましては、町民課長、渡部浩市君、議案第46号につきましては健康福祉課長、弓田昌彦君、議案第47号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書29ページでございます。議案第44号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第4号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,964万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億6,571万5,000円とするものであります。

今補正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対策関連予算、湯野上温泉駅前整備関連予算、下郷町鳥獣被害対策協議会関連予算、GIGAスクール構想の加速による学びの保障関連予算等を計上し、また給料、職員手当、共済費等の人件費につきましては、職員の人事異動等に伴い、予算の整理を行うものであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連予算であります。歳入では37ページをお開きいただきまして、国庫支出金の総務費国庫補助金であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,719万4,000円を計上し、歳出では4つの事業に要する経費、合わせて3,966万円を計上いたしております。また、この間新型コロナウイルス

ス感染症対策のため、ご厚意をいただいておりますが、38ページをお開きいただきまして、諸収入の雑入において、見舞金200万円を計上いたしております。

それでは、今回予算計上しております4つの事業につきましてご説明を申し上げます。1つ目には、40ページをお開きいただきまして、総務費、企画費の補助金であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業としまして、マスク、消毒液等感染防止対策用品を購入した観光関連団体等に40万円を限度に購入経費の2分の1を補助するもので、その経費200万円を計上しております。

2つ目には、45ページをお開きいただきまして、労働費、雇用促進対策事業費の負担金であります。オンライン就活支援事業としまして、当初面談形式での説明会を開催する予定でありましたが、現下の状況を踏まえ、感染予防の観点からオンラインにより実施したく、その経費31万8,000円を計上しております。

3つ目には、47ページをお開きいただきまして、商工費、商工振興費の町内循環型経済対策支援事業としまして、全ての町民の皆様を対象に、町内店舗で利用できる商品券1人当たり5,000円を発行し、消費を促すことで町内経済の回復及び町民生活の支援を図るため、その経費、報償費から委託料までとなりますが、合わせて2,954万2,000円を計上しております。

4つ目には、50ページをお開きいただきまして、教育費、事務局費の補助金ですが、学生支援給付金事業としまして、世帯収入やアルバイト収入の減などにより学生生活の継続に支障を来している学生の支援を図るため、本町に住所を有する者の扶養親族である高等学校以上の学校等に就学している学生を対象に、一律に1人当たり3万円の給付を行うもので、その経費780万円を計上しております。

次に、湯野上温泉駅前整備関連予算であります。歳入では38ページにお戻りいただきまして、県支出金の総務費県補助金ですが、補助採択を受け、地域創生総合支援事業補助金564万4,000円を計上し、歳出では、40ページをお開きいただきまして、総務費、企画費の委託料ですが、湯野上温泉駅前整備事業実施設計委託料888万8,000円を計上しております。下郷町鳥獣被害対策協議会関連予算ですが、46ページをお開きいただきまして、農林水産業費、農業振興費の下郷町鳥獣被害対策協議会補助金ですが、行政区等の団体が実施する被害防止対策事業、電気柵、防護柵等の整備に要する経費につきましては、本年度から下郷町鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国庫交付金を活用し、支援を行うこととしております。しかしながら、今般交付金の内示があり、現在要望を受けております16行政区に対し、昨年度までの上限額70万円に満たない額となることから、これに町補助金を加え、1行政区当たり80万円の補助額を確保するため、その経費258万3,000円を計上しております。

G I G Aスクール構想の加速による学びの保障関連予算ですが、51ページをお開きいただきまして、小中学校のネットワーク環境の整備を図るため、今補正においては校内ネットワーク設計業務委託料、小中学校合わせて332万3,000円を計上しております。

続きまして、そのほかの主な補正につきましてご説明申し上げます。37ページにお戻

りいただきまして、国庫支出金、民生費国庫負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金220万円、同じページの一番下となりますが、県支出金、民生費県負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金110万円につきましては、介護保険条例の一部改正でご説明申し上げました介護保険料の軽減強化に係る国、県の負担金であります。これを一般会計で受け入れまして、歳出では、43ページをお開きいただきまして、民生費、老人福祉費の低所得者保険料軽減繰出金であります。町負担分と合わせ440万1,000円を介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

37ページにお戻りをいただきまして、国庫支出金、土木費国庫補助金、水災害から安全で安心して暮らせる地域づくりの推進事業補助金につきましては、当初予算で措置しておりますハザードマップ更新事業につきまして、補助採択を受け430万円を計上するもので、これに伴い、歳出では、50ページをお開きいただきまして、消防費、災害対策費において財源内訳を補正するものであります。

38ページにお戻りをいただきまして、繰入金のふるさと創生基金繰入金につきましては、下郷ふるさと祭りに係る財源として措置しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業の中止を受け700万円を減額するもので、歳出では、48ページをお開きいただきまして、商工費、観光費のイベント実行委員会補助金を同額減額いたしております。

また、同じく観光費の小野岳山開き、前のページになりますが、商工振興費の婚活事業補助金につきましても、事業の中止を受け、予算の整理をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

38ページにお戻りをいただきまして、諸収入、雑入のコミュニティ助成事業補助金につきましては、張平区のLED防犯灯整備事業であります。補助採択を受け150万円を計上するもので、歳出では、40ページをお開きいただきまして、総務費、企画費においてコミュニティ助成事業補助金を増額計上いたしております。

同じく40ページとなりますが総務費、一般管理費、職員手当等のうち特別職期末手当マイナス66万9,000円及び50ページとなりますが、教育費、事務局費、職員手当等のうち教育長期末手当マイナス22万2,000円につきましては、さきにご説明申し上げました期末手当の特例条例に基づく減額分を計上いたしております。

同じく50ページとなりますが、消防費、非常備消防費の南会津地方広域市町村圏組合負担金につきましては、旧消防庁舎解体工事に係る工事請負額の変更に伴い、消防費負担金を210万4,000円、41ページにお戻りをいただきまして、総務費、諸費の総務費負担金を25万1,000円、合わせて235万5,000円を増額するもので、39ページとなりますが、その財源として町債を手当てするものであります。

51ページをお開きいただきまして、教育費、小学校費、教育振興費の報酬につきましては、複式解消非常勤講師に係る所要額675万円を計上するもので、53ページをお開きいただきまして、公債費につきましては、臨時財政対策債の利率見直しにより元金及び利子について予算の整理を行い、予備費により収支の調整を図るものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 次に、町民課長、渡部浩市君、説明をお願いします。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書の54ページをお開き願いたいと思います。議案第45号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億206万4,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和元年度分の所得確定による保険税額の確定でございます。また、人事異動による人件費の補正、県への事業費納付金の確定、そして先ほどご決議いただきました国民健康保険税の一部改正による傷病手当の支給に要する補正でございます。

60ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましてご説明申し上げます。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、令和元年度の所得の確定によりまして501万6,000円を増額するものでございます。増額の主な理由としましては、当初の見込みよりも課税所得が増額でありました。

3款県支出金、1目保険給付費等交付金100万円の増額補正でございます。先ほどの条例改正でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に要する経費を計上しております。併せて同額を歳出の傷病手当のほうに計上しております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、4月の人事異動による人件費の繰入金として308万4,000円を増額してございます。

続きまして、61ページ、歳出についてご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費の給与から負担金補助及び交付金につきましては、人事異動による人件費の補正計上であります。308万4,000円を増額するものでございます。

続いて、2款保険給付費、傷病手当100万円増額で、これは県の統計資料を基にしまして、1日の賃金を1万3,000円と見まして、その3分の2の8,700円を傷病手当金の単価と設定しました。感染者を5名見まして、休業日数を1か月22日として算定しまして、100万円を増額しております。

62ページをお開き願いたいと思います。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分から3項介護納付金分までにつきましては、当初予算値は県の仮算定による予算計上でございましたが、その後国が示しました確定係数を基に県が本算定しまして事業費納付金が確定しましたので、今回その科目で増額補正となっております。195万8,000円の増額でございます。

そして、63ページ、8款予備費、歳入歳出調整のため305万8,000円を増額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。なお、今回の補正予算につきましては、去る5月29日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申をいただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 次に、健康福祉課長、弓田昌彦君、説明をお願いします。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の64ページをお開きいただきたいと思います。

ます。議案第46号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,434万円とするものでございます。

65ページから69ページまでは、総括でございますので、省略いたしまして、71ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、先ほどの議案第40号の介護保険条例の一部改正でもご説明いたしました消費税引上げに伴う介護保険料のさらなる軽減強化による保険料の補正と人事異動による人件費の補正及び個人番号連携に伴うシステム改修による補正でございます。

それでは、3の歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。1款総務費、1目総務管理費の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金の一般職退職手当組合負担金につきましては、人事異動等による人件費の補正計上でございます。同じく12節の委託料につきましては、システム改修委託料として76万3,000円を増額計上しておりますが、これは個人番号を活用した情報連携によりまして、高額医療合算介護サービス費に係る一部添付書類、自己負担額証明書の省略を可能とするため、情報連携に必要な個人番号の機能追加のシステム改修でございます。

10款の予備費でございますが、財源調整のため1,000円を減額するものでございます。

続きまして、70ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入の主なものにつきましてご説明いたします。初めに、1款保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、介護保険条例の改正により保険料のさらなる軽減強化が図られ、低所得者第1段階から第3段階の保険料を減額したもので、現年度分特別徴収保険料で400万5,000円、同じく現年度分普通徴収保険料で39万6,000円、合わせまして440万1,000円の減額計上でございます。

次に、3款国庫支出金、6目介護保険事業費補助金でございますが、歳出においてご説明いたしましたシステム改修委託料に伴い県から補助金の内示がありましたので、44万3,000円を計上しております。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金で、先ほどご説明いたしました、さらなる軽減強化に伴う保険料の減額分440万1,000円を計上しております。

次に、5目その他一般会計繰入金では、歳出における1款総務費の1目総務管理費の人件費及びシステム改修委託料を合わせた311万5,000円からシステム改修に係る国庫補助金を差し引いた267万1,000円を計上しております。

以上、介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは次に、建設課長、猪股朋弘君、説明をお願いします。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第47号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の72ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ137万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億865万8,000円とするものでございます。これにつきましては、議案書79ページ、歳出において、4月1日付の職員人事異動等に伴う人件費の減額によるものでございます。歳入におきまして、78ページになりますが、その財源である一般会計繰入金の同額分を減額するものであります。

以上、議案第47号の説明でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君）　8番の星でございますけれども、1点だけ質問させていただきます。

48ページなのですが、小野岳山開き、今回中止になりました。そこで、整備事業、今回予定してあるのか、整備費、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　8番、星輝夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

48ページにあります小野岳山開きということで、今回は第53回でしたが、山開き中止になっております。なお、整備費につきましては、例年計上しておりますので、区のほうで協力いただけるのであれば例年どおり実施させていただきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　そのほかございませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君）　2つほど質問させていただきます。

40ページの新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金についてなのですが、こちらはこういった試算で出た数字なのでありましようかということと、宿泊業、飲食業合わせて何事業所あるのでしょうかということと、こちらの補助金では200万円計上されておりますが、限度額を使ってしまうと10事業所しか使うことができないのですが、これでは早い者勝ちになってしまうのではないのでしょうか。これでは本当に困っている事業者さんの中でも高齢とかで経営されている方々には非常に使いづらく、平等に助けることができるとは思えません。宿泊事業者には、この先廃業しそうである経営者や経営困難であると言われる事業者が何件かいるようです。事業者が事業継続できるような、もっと費用対効果の高い施策を考え直していただきたいと思います。

そして、基金についてなのですが、今までの基金の支出を調べたのですが、平成29年度には4.2億円の基金が取り崩されているようです。そして、そのときの一般質問で、財政調整基金に対する町長の考えは有事の際の備えと答弁されていました。有事とは今ではないのでしょうか。納税者、弱者を助けることが行政の仕事だと思いますので、ぜひとも臨時協議会を開いていただき、再検討していただきたく、町長のリーダーシップを一町民として見せていただきたいと思います。

この予算書についてなのですが、補正予算書の中に新規事業が混じっているのですが、私の勉強不足でもあるのですが、個別に新規事業の予算書はつくってい

ただけないでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1 番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

40ページの18節にあります新型コロナウイルス感染症拡大防止事業ということで200万円このたび計上させていただきました。内容につきましては、観光関連団体等ということで、このたびのコロナウイルス感染拡大防止に関わりまして、マスクや消毒液、体温計、飛散防止シート等の感染防止資材を購入する観光関連団体に対しまして、2分の1の補助というふうに今のところ考えてございます。宿泊事業者さんですが、30件ほどあるかと思いますが、それぞれの団体さん、例えば湯野上であれば湯野上の観光協会さんなり、大内であれば大内の協会さんございますので、個別の対応となりますと大変小さな金額、その他いろいろ出てきますので、団体の申請という形でちょっと今のところ考えさせていただいています。なお、飲食業につきましては町内で50店舗ほどあるというふうに認識しているところでございます。

なお、財源につきましては、今回の一次補正の臨時交付金という形で対応させていただきたく考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、内容については、今後いろんな場合の検討があれば皆さんのご意見は頂戴したいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。この後全員協議会におきましてまた再度、内容のところにつきましてはもう一度ご説明させていただきたいと思います。また、追加の部分もちょっと今検討している内容もありますので、ご懸念の部分もございと思いますが、ちょっとそちらのほうでまたご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 1 番、星和志議員にお答えしました、今総合政策課長がご説明したとおりでございますが、ただいまの質問については第二次、政府の補正ですので、十分にこの内容を全員協議会に諮っていただいて、臨時議会でも何でも開いて、それで決定していただければ満遍なくいく事業を組んでありますから、ひとつ理解ください。この議案審議が終了後、全員協議会でお示ししますから、ご了承ください。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。1 番、いいですか。

それでは、そのほか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 2 点ほど質問します。

40ページの湯野上温泉駅前整備事業実施計画設計委託ですか、これ昨年度の予算で開発の関連で1 億3,000万円だか何か取った事業のこれは実施設計ですか、そこら辺。

あとそれから、この駅前開発に関しまして、委託料でしょうけれども、これは隣接住民の賛成とか同意は全部もらっているのでしょうか、そこら辺。これからこの委託料でつくるのですか、図面。町長の温泉開発構想の中のその一部でしょうけれども、当時のカラーで載っていたあのとおりの事業なののでしょうか。具体的に分ければ教えてください。

い。

それから、50ページの一番下の負担金補助及び交付金の中で、補助金として学生支援給付金、これ高校生以上のアルバイト収入減による支援金ですか、これ780万円と具体的に数字が上がっておりますが、これは何人で、どのような調査、作業をしたのか。ただやみくもに云々ではないでしょうから、だまって3万円ですと260人分と、こうなるわけです。この内容についてちょっとお知らせください。お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番、湯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

湯野上温泉の駅前広場の実施設計業務委託ということでございますが、こちらにつきましては平成30年度に実施されました概略設計の基本業務でございますが、これに基づきまして実施設計を行うというような内容でございます。議員もご承知かと思いますが、湯野上温泉駅、大内宿に向かう主要な拠点でもございますし、地域の住民の憩いの場と、生活の場となっているところでございます。湯野上駅前におきます観光拠点と地域コミュニティ活動の場ということで、駅前広場につきまして実施設計を行うというような内容でございます。概略の設計当時にも住民の皆様方にはご説明しておりでございますが、今回の実施設計につきましても再度皆様にご説明してご了解いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

学生に対する支援給付金の事業でございますが、この目的といたしましては新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして将来の不安が増す中、収入の減少など経済的に厳しい環境に置かれた高校生や大学生等の学生に対しまして給付金を給付し、就学の継続を支援することを目的としております。なお、人数につきましては、こちら概算になりますが、高校生が約130名、大学生等が約130名、合わせて260名という概算になります。1人当たり3万円を一律に給付する内容ですので、260人掛ける3万円として780万円という数字を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） まず、第1点目の湯野上温泉駅前整備事業の関係ですが、昨年度多分、もう一度申し上げますが、1億3,000万円の何か予算取ったような気がするのだ。それで多分実施していなかったと思うのですけれども、昨年です、多分。それから、今総合政策課長から話ありましたように、いただきたいか、いただくか、どちらですか。どちらでも構いませんけれども、一応ははっきりしたほうがいいのではないかな。周囲の方にはいただいたのか、これからいただくのか、そこです。

それから、最後の教育委員会関係の予算ですけれども、経済的に厳しいというものはどういう基準でそれを、高校生でアルバイトしていない人今いないくらいですから、高

校生も、大学生はもちろんですけれども、経済的に厳しいというのはどういう状態のことを、具体的に分かれば。なかなかうち金なくて困ったなと言えませんから、それを役場のほうでどういう基準で。ただ高校生、大学生、専門学生も、その方に全てあげるのだというのなら分かります。経済的に厳しいとか、そういうような文言をつけられるとどの基準でやっているのだとなるわけですから、そこら辺を教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番の再質問にお答えしたいと思います。

31年度の事業につきましては、昨年度の事業につきましては、擁壁の設計業務委託と湯野上温泉の駅前の環境整備、2つやっております、こちらいずれも県のサポート事業でございます。議員がおっしゃっているように1億3,000万円というのは、以前多分概略設計時の全工事費の概要の概算積算金額だと思います。なお、地区のご了解につきましては、概略設計からもう時はたっておりますが、再度ご説明いたしまして、これからご了解いただきたいというふうに考えていますので、お願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 11番議員に、今総合政策課長が説明したとおりですが、まず今回の予算は会津鉄道の分の敷地内の整備を第1番目に考えておりますので、その金額の実施設計と考えていただいて結構でございます。今後については、やはり地域の人たちともう一度協議しなければならないと、こう思っていますので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 11番、湯田純朗議員の再質問にお答えいたします。

まず、収入の減についてですが、高校生、未成年の方につきましては、保護者の方の収入が減少した、あるいは定期券等で払戻しができなくなった場合等を考慮しまして対象としております。また、大学生につきましてもアルバイト収入や仕送りの減少なんかで就学の継続が困難である方を支援することを目的としておりますが、原則的には高校生、大学生、ほとんどの方に一律に3万円を該当するのであれば支給したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、いいですか。

11番。

○11番（湯田純朗君） 最後になります。

去年だかおとしですか、湯野上駅前の温泉開発構想がありましたですけれども、私そのとき申し上げたのです。1億円、2億円かけないで、みっちり3億円かけてやったらいいと。そして、本当に、いや、できてよかったと、こういうふうなものをやったらいいのでないかいと総合政策課長に申し上げたわけです。そこら辺やるのなら本気でやらないと、私は何も反対しません。みっちりやってください。あそこは、やっぱり今まで問題あるように、大型バス入れないわけです、あの踏切のところ。そこら辺も含め

て考えて、地権者と相談して、どのような方法でやったらいいかと、それを考えてやるなら私は3億円かかっても反対しませんということを申し上げたわけです。私の意向が反映されませんでしたから、町長、もっと思い切ってやってください。

それから、今教育次長から経済的に厳しいなんてやらないで、初めから全員にくれると言ったらいいのです。そうでしょう、確かに日本全国アルバイトないですから。正規職員だって首切りになった人いっぱいいますから。体裁のいい言葉で言わないで、正直に全員にあげますと言ったらそれでよろしいかと思います。もう一度、高校生、最初の人数ですか、ちょっともう一回言ってください、ゆっくり。お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） それでは、人数についてご説明申し上げます。

今回予算計上した数字の根拠であります、高校生が約130名、大学生等が約130名、合わせまして260名でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○11番（湯田純朗君） 分かりました。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 湯田議員の全員にということなのですが、これは助成事業でなくて給付事業ということで、そういう形でご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小玉智和君） それでは、以上で湯田純朗君の質疑を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

今回の補正（第4号）によりますと、職員の当初予算での人数、予算書見ると82人で、今回各課の人件費等で減額がかなり大きくなっております。途中退職された方もおると思いますが、現在の補正で上げているこの段階での職員の人数何人だったのか。そして、減額になった金額、トータルで幾らになっているのか。

2点目、今回コロナウイルス対策で各種事業が中止に追い込まれた。それで、今回予算を減額して落としております。今回減額になったイベント等の事業が何件で、減額になった金額がトータルで幾ら減額になったのかをまずお示しいただきたいと思います。

それから、一般会計の補正関係で44ページの先ほど湯田純朗議員から出ておりました湯野上駅前の整備事業の委託費の関係でございますが、平成30年に概要を我々に示されました。私も湯野上の駅前きちっと整備することは、湯野上温泉の今後の活性化につながる大きなインパクトになると存じております。ですから、素晴らしい内容の実施設計をやっていただきたいというのがまず本望でございます。先ほど湯田議員からありましたように、あれだけのことをやるには地権者のご理解、あとは景観、やはり自然の湯野上の持っているよさとマッチした事業をやらないと、景観とアンバランスなものをやれば逆に、今要するに旅行者というのは目が肥えておりますので、ですから委託者にその辺のコンテンツをきちっと申し上げてやっていただきたいと思います。景観とのマッチングどう考えているのか。

それから、湯野上駅前のタクシー業者が廃業したといううわさを伺っております。ですから、当初の計画ではタクシー会社は事業区域に入ってごさいませんでした。今回廃業するということになれば、あのタクシー会社も含めて全体の事業の見直しをすべき。タクシー事業者を全体の構想の中に入れ込んで、そして対象の地権者の同意をもらいながらやるのもやっぱり一つの案かなと思っております。それについてどのようにお考えか。

また、委託する業者、以前宮城大学の先生に全体の構想を委託しておりましたが、宮城大学の先生等も委託の候補者に入っているのかどうか。また、委託業者はどのようなものをお考えなのか3点目にお伺いいたします。

それから、議案書の46ページの農業振興費の関係で、鳥獣被害対策、今回16地区から要望あって、258万3,000円の増額計上されております。3月の定例議会では、予算委員会では今まで、昨年まで各地区各団体70万円の限度を100万円に上げるのだという話を伺っておりました。あっ、これは町も町長も相当英断を下して、やる気を出したなと思って喜んでおりました。蓋を開けてみれば80万円で止まった。その原因というのがまず何なのか。国の予算要望、聞くところによりますと6割しか予算内示が得られなかったという話でございますが、やはりやる気があったら国の補助金プラス町の単費を上乗せしても100万円出すべきだ。16地区、20万円減額されれば320万円です。320万円を各地区の今困っているところに一般財源から出して、十分に効果が出るような事業をすべきだと私は思っております。だから、今回の補正の80万円までというのはちょっと不満であります。

それから、議案書の47ページ、商工振興費の中の町内循環型経済対策支援事業で2,800万円、商工会で今年度から商品券を発行するという事で、地元の経済を喚起するために商品券を発行する、現金ではなくて、これはかなりいいことだと思っております。その際、その商品券を扱う事業者、これは取扱い手数料として2%を商工会に取られるわけです。ですから、2,800万円の2%ですと56万円。今回は、コロナの特別対策ということでこの2%も、やはりこれはもう事業者負担かけるのではなくて、これは町でその分を見るのだというぐらいの考えがあつてしかるべきだと思いますが、その辺はどのようにお考えでありますか。

それから、50ページ、先ほど来教育費の中で学生支援給付金870万円の件出ております。対象が260人、高校生130人、大学生等130人として、合計260人ということで、一律3万円ということでございます。高校生は、電車等、汽車等で通学している。前の臨時議会のとき申し上げました。定期は買ったけれども、ほとんど乗らなくて、月3万円の定期代が無駄になってしまった。ああ、これ3万円っていいなと、これすばらしい。ところが、自宅から通う人と大学に行っている人、自宅外から大学へ行っている人、確かにアルバイトもできないのですけれども、やはり親の負担は雲泥の差があるのです。ですから、高校生と大学生の金額を、大学生はもっと上積みするべきだと思っている。だから、町長にお願いしたいのは、今後国の第二次補正で国から交付金等で補填されると思いますので、今後検討される場合には将来を担う大学生にやはりもう少し手厚く金を出すべ

きだと私は考えております。

以上、その点に関しまして明快なご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、湯野上駅前の整備関係につきましては、今佐藤議員がご指摘のとりの部分があるかと思います。特に湯野上の駅前は、桜の景色であったり、四季折々の花、手入れもされておりますので、景観とのマッチングにつきましては十分配慮しながら設計を進めていきたいと思います。また、地元の意見も聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あとタクシー会社さんの件なのですが、このたび廃業されたということで、今回の当初の今現在の事業を県に申請している段階ではその情報がございましたので、それ以外の部分ということで今のところの計画になっています。ただ、事業の見直しとなりますと、積算単価であり、内容の変更等がありますので、その辺は県とか、また業者さんともよく協議しながら内容的には検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと委託業者さんにつきましては、湯野上の最初の基本構想といいますか、その段階で大学が入っていた経緯があったようですが、それ以後の概略設計になりますと本来のいわゆる設計業者さんが入っておりますので、前回やられた概略設計の業者さんもおりますので、その辺も含めまして検討させていただきたいなというふうに思います。

あとイベント関係につきましては、地区のイベント、それぞれ中止になっている、例えば小野、戸赤の祭りとかカタクリありますが、現在町の予算ということであると、先ほど減額させていただきました小野岳山開きなり下郷のふるさと祭りというふうに今のところ総合政策課の所管では考えてございます。

あと商品券の2%の手数料に関しましては、町としましても今回はその2%も町で見ようということで、既にこの予算の委託料の中の125万5,000円の中に町の分ということで入れておりますので、そっちでカバーいただかないような内容になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（小玉智和君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、私のほうから先ほどのご質問、人件費の関係についてご答弁を申し上げます。

これは、一般会計ベースで申し上げますと、今回の補正におきましては、当初予算と比較しまして2名の職員数が減となつてございます。金額で申し上げますと、給料、職員手当、共済費等の人件費全て含みまして1,419万4,000円の減額計上となつてございます。なお、今ほどの数字につきましては、先ほどご議決をいただきました特例条例関係の金額についてはここには入ってございませんので、なおその辺につきましてはご了承くださいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員の質問にありました鳥獣対策の電気柵等の補助について、今までの経緯をご説明させていただきます。

昨年の11月になるのですが、国庫補助、鳥獣被害防止総合対策交付金事業に要望するに当たりまして、各行政区から希望を取りました。その結果を踏まえまして、1地区当たり100万円の事業規模で17地区、合計1,700万円の内容で今年度の要望をいたしております。今年の4月に入りまして、割当て内示予定の通知を頂きましたけれども、この内容としまして、予算配当の関係で配当率が約6割の1,021万円の補助予定額となっております。これは、現在希望をいただいている地区16地区で均等割で換算しますと約60万円相当の金額となります。今回の補正におきましては、60万円から80万円に引き上げる補正でありまして、町の補助制度上でご説明いたしますと、昨年までの補助上限額70万円から10万円引き上げ、80万円として予算計上した流れとなっております。3月議会におきまして100万円の上限額になる予定だにご説明いたしましたが、結果80万円の上限額になりましたことについておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、佐藤盛雄議員の学生支援給付金の関係でございますが、高校生は3万円でいいだろうということなのですが、大学生については上積みということの話でございますが、これにつきましては地方創生の二次補正の臨時交付金についてもまだ定かでないという部分もありますので、そういった中で検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れございませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再質問いたします。答弁ありがとうございました。

2%の業者取扱い手数料、これは当初の委託費の中に入っているということはちょっと理解していませんでしたが、そこまで配慮していただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

あと湯野上温泉の関係なのですが、今後県並びに業者と協議するということでございます。先ほど町長が話された会津鉄道の部分だけ今回は予算化するというところでございますが、今後全体像、夫婦岩とかそういう、これから何年も計画して進むと思いますが、やはり今回絶好のチャンスであると。ですから、全体の景観、要するにロケーション、ですから湯野上タクシー会社があそこにあのまま残ってしまうと、やっぱり全体の構図、景観からするとちょっといろいろ問題、後から、5年後、10年後、いや、あそこはやるべきだったというような後悔の言葉が出てくる可能性がある。ですから、課長、これは努力してもらって、業者さんと協議してもらって、予算は当然それだけ事業量が多くなればかかります。それに対して私は何も異議ありませんけれども、やはり将来的にすばらしい全体駅前の構図を考えたときに、ぜひその交渉していただきたい。県とも協議して、町長、その辺はよろしくお願いいたします。

それから、教育費の学生支援の給付金でございますが、教育長から今後検討するというありがたいお言葉いただきましたが、やはり大学をやめざるを得ないという話も聞いております。ですから、希望を持って大学入った。親も休業で給料減って、そして親が授業料も払えない、下宿代も払えない、そういう状態の学生がかなりおると聞いております。ですから、将来を担う大学生が、自宅外から通っているわけですから、これから国の第二次補正も踏まえて、やはり大学生はもう少し増額すべきかなと思っておりますので、再度その辺、教育長、強い意志でやっていただきたいとご要望申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員に答弁いたしますが、教育長答弁したとおりで考えていただければと思います。

それから、湯野上については今そのタクシーの件は全然分からなかったもので、県のほうにサポートを申し込みましたが、それを含めて当然今後は考えていくべきだろうと、こう思います。ただ、底地の問題もありますから、上物と下物全然違う場合もありますので、その辺は十分調査してから交渉に当たるとか、協力をしていただくということになろうかと思えます。

それから、鳥獣被害については課長が説明したとおりでございますが、現実的には国のほうでそれだけやってやるというのに、町村で出してばかりにする、そういう政策はないですよ、私から考えれば。よし、それなら町単で9月補正でやるほかないですよ、これは。しかし、国がこれだけみんなして鳥獣被害だ、鳥獣被害だとお願ひして、そして10分の10やりますよと言っているのにがらり変わってこんな政策ございません。私もがっかりしているのです。そんなことで付け加えさせていただきます。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、教育委員会は要望でいいですね、教育長のほう。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 2時35分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 2時45分）

そのほかにご質疑ございませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） すみません、皆さんいっぱいご質問されて、ほとんど重なってしまうのですが、40ページの新型コロナウイルスの関連で200万円、先ほど課長がおっしゃった上限40万円で2分の1補助ということは、5件見込んでいるということ、40だから。となると思ったのですが、それは限定的なマスク、消毒液だけなのか、その他もろもろオーケーなのか、その辺。例えばやってしまってからそれ基準外ですと言われても困るので、その辺の内容を1点お聞きしたいと思います。それとあと、初日の日に大内宿からも要望が出ているようなのですが、これはどういう資料で出さ

れたのかちょっと聞きたいのです。実際これに関しては、支出されているのかされていないのか。今回の予算の中にはなかったかと思うのですけれども、そういった点はこの中に入っているわけではないですよ。その点お伺いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

40ページのコロナ感染症事業費200万円でございますが、内容につきましてはこの後でまたしゃべるかとは思っておりましたが、内容的にはマスク、消毒液、体温計、飛散防止シート等もろもろになります。いわゆる感染防止資材を購入した場合の購入費の補助というふうに考えてございます。団体につきましては、先ほどちょっと申しましたが、おおむねいわゆる観光団体というふうに内容的には考えておりましたが、その辺は柔軟に対応を今後できればしていきたいというふうに思っております。

また、大内の要望があったということでございますが、内容的にはこの200万円の中で大内宿の要望に対しても対応できないかなというふうに考えてございました。大内宿からの要望といいますのは、今ありましたようにマスク等の購入費、また消毒液というような内容でございましたので、いわゆる団体として申請していただければというような形の中身を考えておりました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、事務局長のほうからちょっとお話があります。

○議会事務局長（室井節夫君） 議会事務局です。

今4番議員、山名田久美子君より大内宿の要望書の件が出ていましたが、それは議長への要望で、皆様にお知らせするために配付したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 4番、いいですか。そういうことでございます。

そのほかございませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 団体でと考えると、例えばこれは議長宛てということで議会宛てだったように思いますが、実際大内からも話は聞いています。今日から県をまたいでくる形になれば、大内宿はまず人が来るだろうと。やはりそういう恐怖を抱えながら店を開けなければいけない中で、これもう4月の段階で、大内、出しているのです。マスク、もう本当値上がりしました。消毒液は手に入らない。そういう中で四苦八苦しながらやっている状態で、この段階で例えば今日決まって、では150万円大内から要望あったので150万使ったら、あと50万ではないですか。残り50万円って、ではどこがどう申請すればいいのか。団体で申請するということを考えているということであれば、ではこの事業所は出せなくなってしまうのではないかなと考えるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、大内区さんからの要望がございました。その後大内区さんともいろいろ協議をさせていただきまして、内容的には大内区のほうではロックダウン、いわゆる閉鎖をいたしました。当時その段階では、大内区さんでも入手可能なルートというのを探していましたが、ロックダウンした経緯がございましたので、その段階で今特にすぐ必要ではないということでありましたものですから、要望については当然お伺いはしていましたが、区と協議の上進めさせていただいたというような内容でございます。また、町の観光協会でも補助しておりましたので、大内区さんをはじめ観光関連団体の皆様には観光協会を通してマスクなり消毒液配布させていただいた経緯がございましたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

あと今後二次の発生、また三次というのあまり想定したくないのですが、今後そういう部分もあるということも鑑みまして、補助金の申請に対しては交付金を活用しながらやっていきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 昨日でしたか、福島市で感染者出ました。それも東京から訪れた方が感染源であろうと言われている。これは、今日越県して動いていいよという段階でこういうニュースが入ってきますと、これから訪れる観光客の方に、あなたは東京だから駄目ですよと言えますか。我々言えないです。そういったところも含めて、感染しないように、やはり感染する前に予防しなくてはいけないということは考えていかななくてはいけないと思っておりますので、その辺2波、3波にどう向かい合っていくのかというのは一緒に考えてやっていかないと本当どうなるか分かりませんので、その点よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これは、要望ですか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私のほうから1点だけお伺ひします。

議案書48ページ、観光費の中でイベント実行委員会補助金700万円の減、こちらやはりコロナウイルス関係でどの市町村もイベント等自粛しております。本日より県をまたいだ移動等もできるようになりました。今すぐではなくて、秋であったり、冬になる前、もしくは冬に何かうまいことを利用しながら、町が元気になります、活気づいています、そういう発信をするに当たって、減額した予算をほかに回すのではなくて、やはり町として何か1つ復興イベントみたいなものをしてらよいのではないかと提案なのですが、どういうお考えでしょうか。それだけよろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋議員のご質問にお答えしたいと思います。

前向きなご意見、誠にありがとうございます。今回の700万円につきましては、まずイベント実行委員会、中止ということでしたので、これはこれで減額させていただきました。

た。2波、3波の懸念もございますが、そういった中で町をいかに盛り上げていくかというのは確かに大切なことでもありますし、やっぱりみんなの気持ちをつなげていくことになるかと思しますので、この辺は、予算措置につきましては臨時交付金というのが今二次の部分がございしますが、多方面のご意見も聞きながら、ちょっとその辺は今後検討させていただきたいなというふうに思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は、案のとおり可決することにご異議ありせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員提出議案第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出

について

○議長（小玉智和君） 日程第19、議員提出議案第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回定例会を閉会といたします。（午後 3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員